

第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画

～ すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光 ～

令和2年3月

横芝光町

はじめに

現在、わが国では少子化に伴う人口の減少、また、長寿化の進展への対応が大きな課題となっており、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える保護者も少なくありません。

このような現状に対応すべく、国では、子ども・子育て支援法の制定により地域の実情に応じた子ども・子育て支援を図っています。

本町においても、最も必要な課題の一つが少子高齢化での対応です。なかでも、少子化は社会的な影響だけではなく、子どもたちへの直接的な影響が懸念されており、地域全体での子どもと子育て世帯を支える取り組みが重要性を増している状況です。

こうしたなか、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から5年間子ども子育て支援事業を進めてまいりました。

その後、幼児教育・保育の無償化や新・放課後子ども総合プランなどの子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て世帯を対象に令和元年8月に実施したニーズ調査の結果を基に地域の実情に応じたさらなる子育て支援を推進するため、「第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光」を基本理念のもと、令和2年度から5か年にわたり子ども・子育て支援事業を推進していくこととしています。子どもが、そして子育て世帯の方が安心して暮らしていける環境を整備することで、更に活気のあふれる横芝光町を目指してまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました横芝光町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力をいただきました皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後ともより一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

横芝光町長 **佐藤 晴彦**

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画の背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	3
4	計画の策定体制.....	3
5	計画の対象.....	3
第2章	子ども・子育てをめぐる本町の現状	4
1	横芝光町の地域特性.....	4
2	人口と世帯の状況.....	5
3	婚姻・出産等の状況.....	9
4	就業の状況.....	12
5	教育・保育事業の状況.....	14
6	アンケート調査結果の概要.....	16
7	本町の現状からみる課題.....	36
第3章	計画の基本的な考え方	38
1	計画の基本理念.....	38
2	基本課題と基本目標.....	39
3	施策体系.....	40
第4章	子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	41
1	子ども・子育て支援新制度の概要.....	41
2	教育・保育提供区域.....	42
3	児童数の見込み.....	43
4	乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保【基本課題1】.....	44
5	地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保【基本課題2】.....	46
6	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	55
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	55
第5章	子育て支援施策の展開	56
1	子ども ～子ども自らの成長を支援するまちづくり～ 【基本目標1】.....	56
2	親 ～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～【基本目標2】.....	69
3	地域 ～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～ 【基本目標3】.....	77

第6章 計画の推進体制	80
1 計画の推進に向けて.....	80
2 情報提供・周知の方法.....	80
3 計画の評価・検証.....	80
資料編	81
1 計画策定の経過.....	81
2 横芝光町子ども・子育て会議条例.....	82
3 委員名簿.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景

我が国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も減少傾向はとどまることなく少子化は進行しています。平成30年の合計特殊出生率は1.42となっており、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、我が国では概ね2.07程度）を大きく下回っています。

近年、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が増大しており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、子ども・子育て支援が充実した社会を実現するために、総合的かつ長期的な少子化へ対処するための「少子化社会対策基本法」や子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを集中的、計画的に進めるための「次世代育成支援対策推進法」等を制定し、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など、総合的な少子化対策を推進してきました。

平成24年8月には、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法^{※1}」を制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度を創設しました。

本町では、こうした「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年3月に「横芝光町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

また、計画の中間年である平成29年には、より現状に即した子ども・子育て支援の推進を図るため、各種支援サービスの見込量を再分析しました。

その後、全国的に少子化が進行する中、依然として待機児童は存在しており、国は、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施、放課後児童対策のさらなる推進を目指す「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化に向けた「子ども・子育て支援法」の改正など、子育て支援対策を加速化しており、県及び市町村、地域社会が一体となって子育て支援に取り組むことが求められています。

こうした流れを踏まえ、本町では、第1期計画を検証し、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とした「第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

※1 子ども・子育て関連3法：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

2 計画の位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、これに即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育」の必要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の必要量の見込み、これらの提供体制の確保の内容と実施時期を定めます。

(2) 次世代育成支援対策推進法に基づく計画

次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、次世代育成支援対策の更なる推進・強化を図るため、令和7年3月まで10年間延長されています。

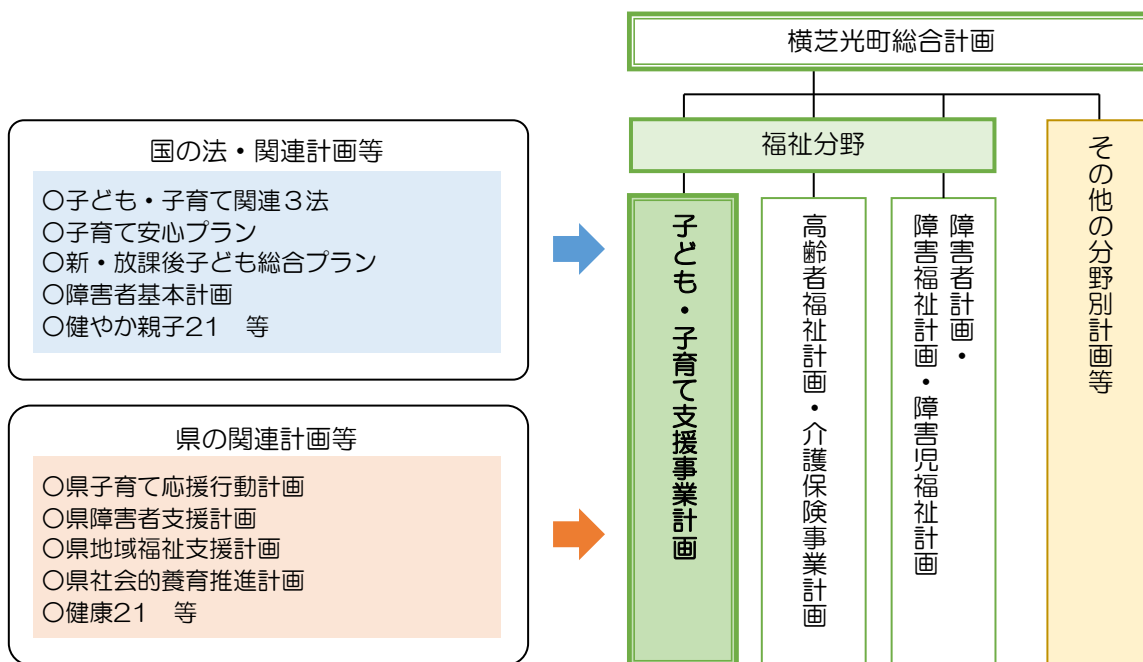
本町では、法律の有効期限の延長の趣旨を踏まえ、本計画を「次世代育成支援対策推進法」第8条に規定される「市町村行動計画」の性格を持ち合わせるものとして位置付けます。

(3) 本町の関連計画に配慮した計画

なお、本計画は、上位計画である「横芝光町総合計画」及びその他の関連計画、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

また、子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど、あらゆる分野にわたるため、関連する各分野の計画と連携・整合を図ります。

■関連計画等との関係図



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

ただし、社会経済状況の変化や国の動向、町民ニーズなどを踏まえながら、必要に応じて計画を見直します。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画				

4 計画の策定体制

(1) 横芝光町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、町民等の幅広い意見を反映させるため、学識経験者、教育・保育の関係者、子どもの保護者等で組織する「横芝光町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について協議しました。

(2) 子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定にあたって、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握するために、町内の就学前児童の保護者 654 件、小学生の保護者 544 件を対象に、令和元年8月9日から8月30日まで、アンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメント

「横芝光町子ども・子育て会議」で協議された計画案を、令和2年1月10日から2月10日まで、町のホームページ等で公表し、広く町民の方々から意見を募集しました。

5 計画の対象

本計画は、町のすべての子どもとその家庭、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体を対象としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を18歳未満と規定しますが、計画の対象の中心は、乳幼児期から学童期にいたる12歳以下の児童とします。

第2章 子ども・子育てをめぐる本町の現状

1 横芝光町の地域特性

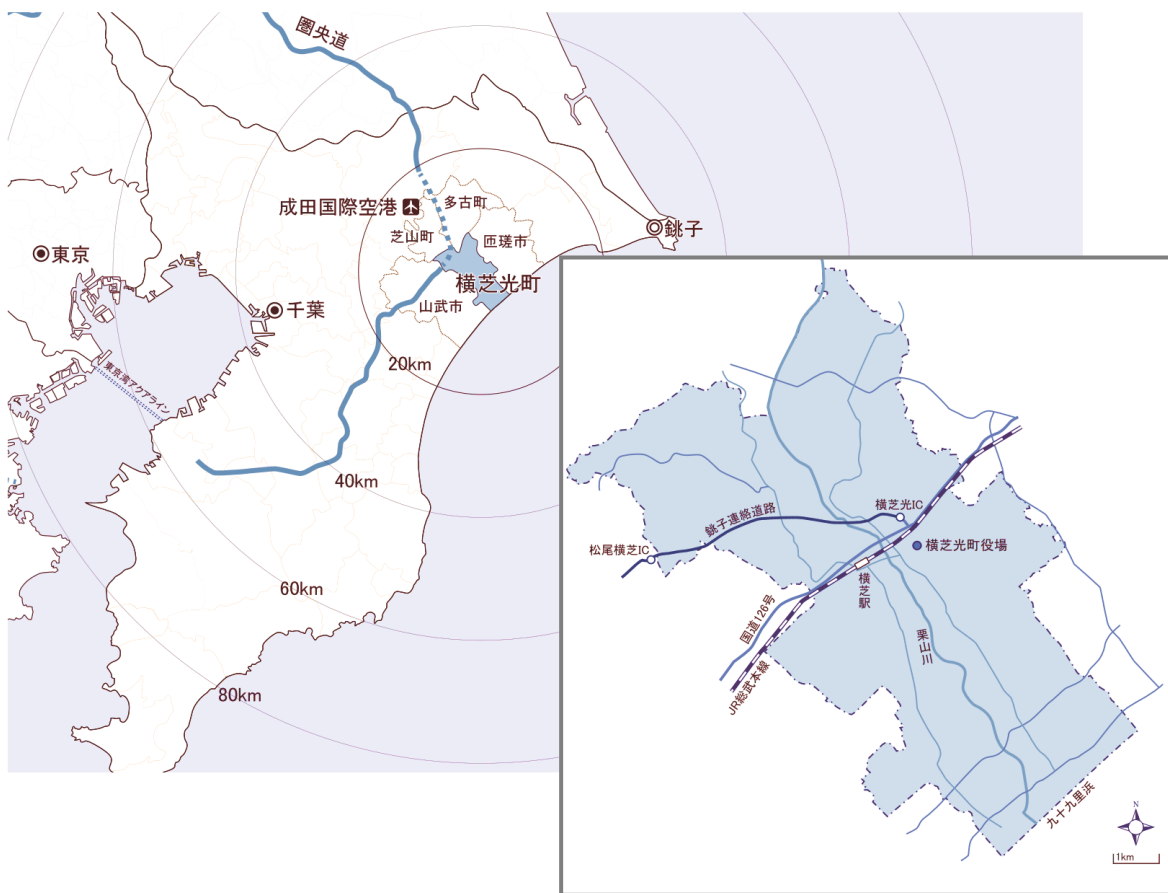
横芝光町は、千葉県北東部に位置し、東京都心から約 70km、千葉市から約 40km、成田国際空港からは約 20km の距離にあります。

形状は東西約 5km、南北約 14km と南北に細長く、面積は 67.01 km² で、北は香取郡多古町と山武郡芝山町、東は匝瑳市、西は山武市に接し、南は白砂青松の続く九十九里浜が広がり、太平洋に面しています。

地勢は、中央部から南部にかけては平坦地が続き、北部は緩やかな丘陵地帯を形成しています。また、かつて上総、下総の国境でもあった、九十九里平野における最大の河川栗山川が、中央部を北から南に向けて流れています。

黒潮の影響を受ける気候は、年平均気温は 15 度、年間降水量は 1,300mm 程度で、夏涼しく冬暖かい海洋性気候となっています。

■町の位置



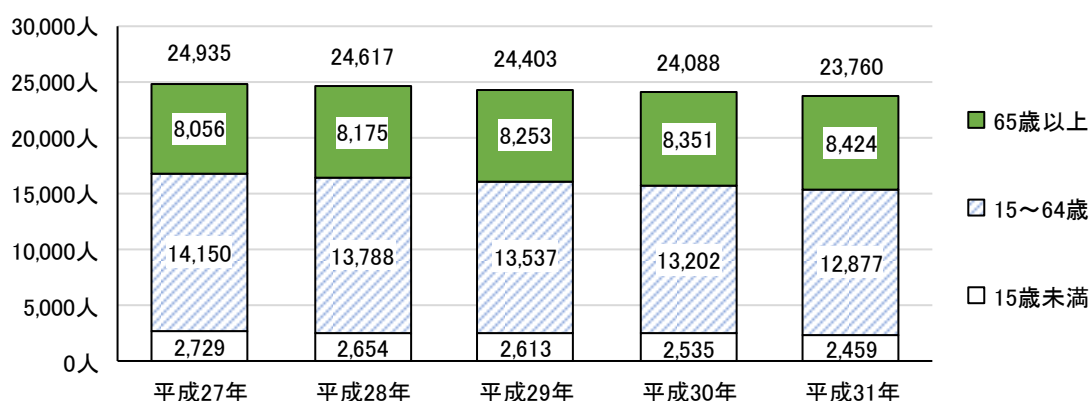
2 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本町の人口は、平成31年4月1日現在、23,760人となっています。平成27年からの5年間の推移をみると、年々減少しており、5年間で1,175人の減少となっています。

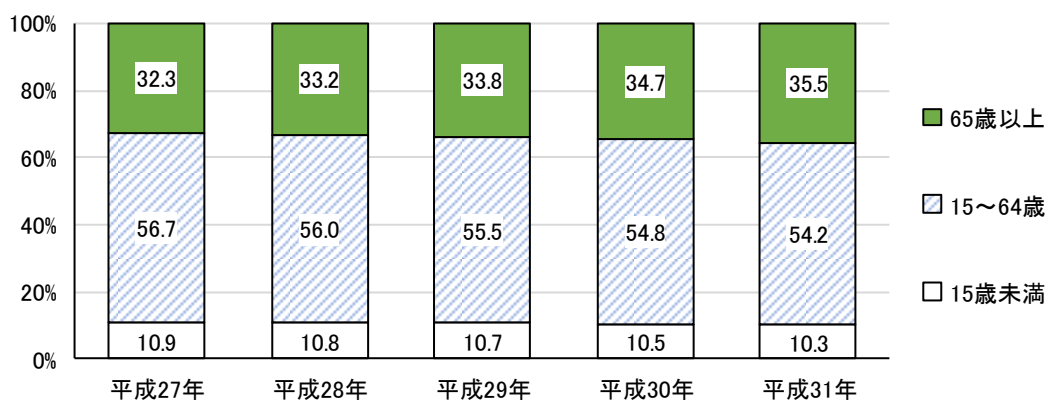
年齢3区分でみると、65歳以上の高齢者人口は増加しているものの、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口が減少しており、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



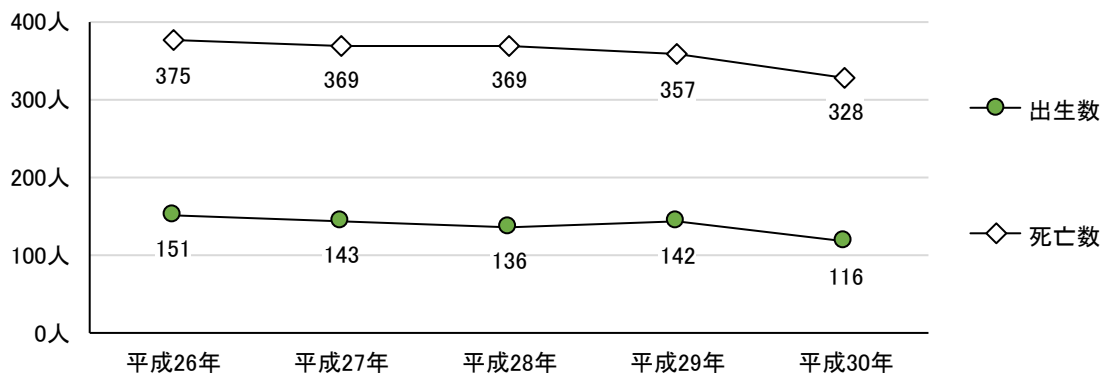
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態^{※2}

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回っている自然減の状態にあります。

出生数は平成30年に116人となり、過去5年間で最も少なくなっています。

■出生数及び死亡数の推移

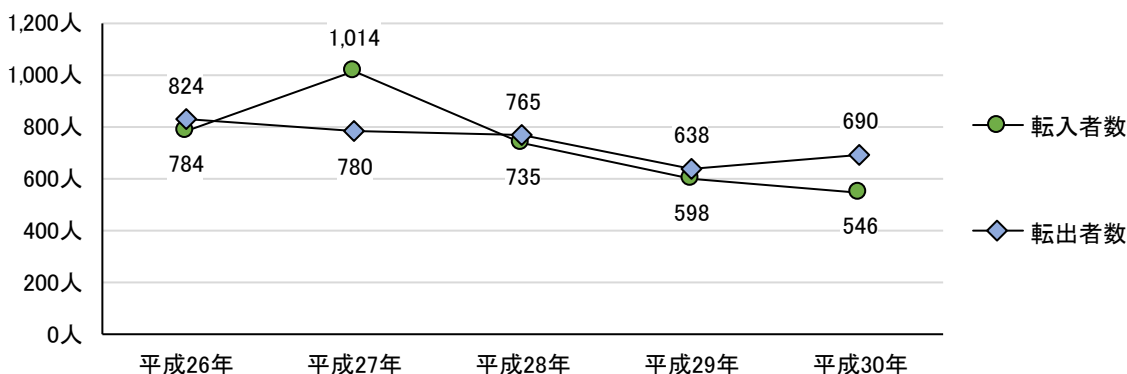


資料:千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)第2表

(3) 社会動態^{※3}

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、平成28年以降、転出者数が転入者数を上回っている社会減の状態にあります。

■転入者数及び転出者数の推移



資料:千葉県毎月常住人口調査報告書(年報)第3表

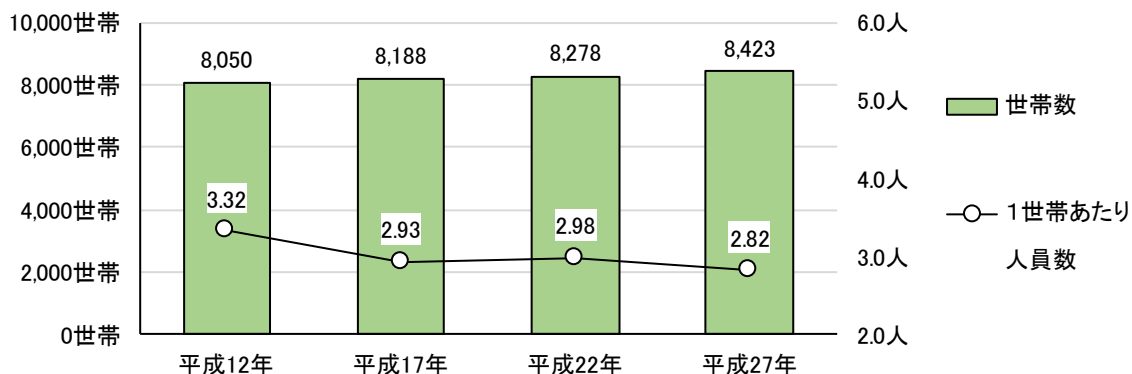
※2 自然動態：出生・死亡による人口増減のこと。

※3 社会動態：転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4) 世帯数

本町の世帯数は、年々増加しており、平成27年には8,423世帯となっています。
一方、1世帯あたり人員数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



資料: 国勢調査

(5) 世帯類型

本町の世帯類型をみると、単独世帯、核家族世帯が年々増加しています。
一方、三世代世帯は年々減少しています。
核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみ世帯とひとり親世帯（男親と子ども及び女親と子ども）が年々増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

単位: 世帯

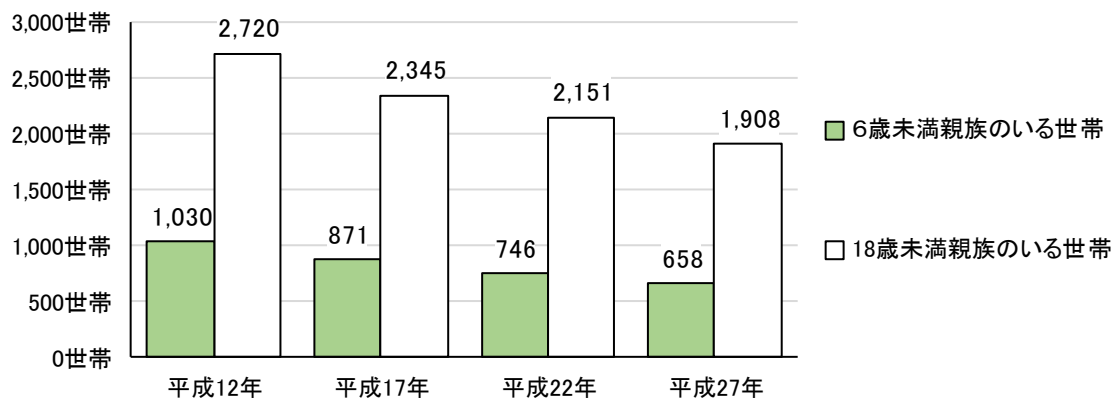
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
単独世帯	1,269	1,408	1,643	1,920
核家族世帯	4,219	4,402	4,475	4,601
夫婦のみ	1,355	1,475	1,552	1,687
夫婦と子ども	2,194	2,174	2,054	2,001
男親と子ども	116	131	142	166
女親と子ども	554	622	727	747
三世代世帯	2,051	1,863	1,568	1,337
その他の世帯	511	515	586	565
一般世帯数(合計)	8,050	8,188	8,272	8,423

資料: 国勢調査(世帯類型不詳を除く)

(6) 子どもがいる世帯

本町の子どもがいる世帯について、平成27年の国勢調査では、6歳未満親族のいる世帯は658世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,908世帯となっており、いずれの世帯も年々減少している状況です。

■子どもがいる世帯の推移



資料:国勢調査

(7) 母子世帯・父子世帯

18歳未満の子どもがいる世帯の母子世帯及び父子世帯の状況を見ると、母子世帯が父子世帯を上回って推移しています。

平成27年では、6歳未満親族のいる母子世帯が16世帯、父子世帯が4世帯、18歳未満親族のいる母子世帯が118世帯、父子世帯が16世帯となっています。

■母子世帯及び父子世帯の推移

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	6歳未満親族のいる世帯	26	27	22	16
	18歳未満親族のいる世帯	90	102	118	118
父子世帯	6歳未満親族のいる世帯	1	0	1	4
	18歳未満親族のいる世帯	16	18	14	16

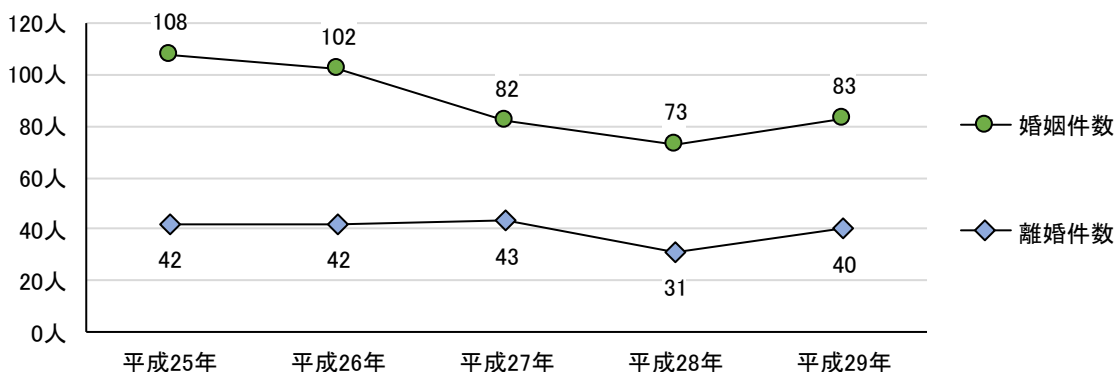
資料:国勢調査

3 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、平成25年以降減少していましたが、平成29年には増加し、83件となっています。一方、離婚件数は、平成29年には40件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

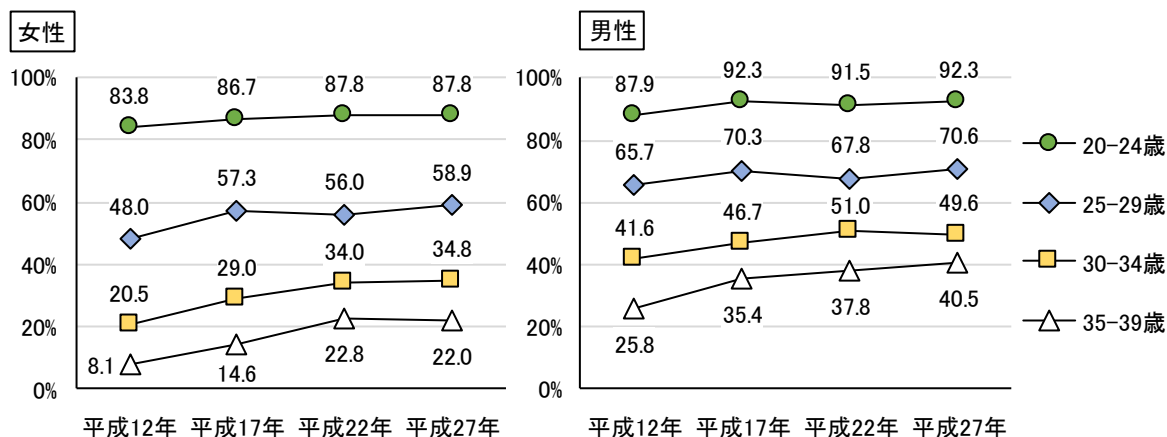


資料:千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第2-1表

(2) 未婚率

本町の未婚率について、15年前と比較すると全年代で増加している状況です。特に30歳代の女性の増加が著しく、30~34歳が14.3ポイント、35~39歳が13.9ポイント増加しています。

■未婚率の推移



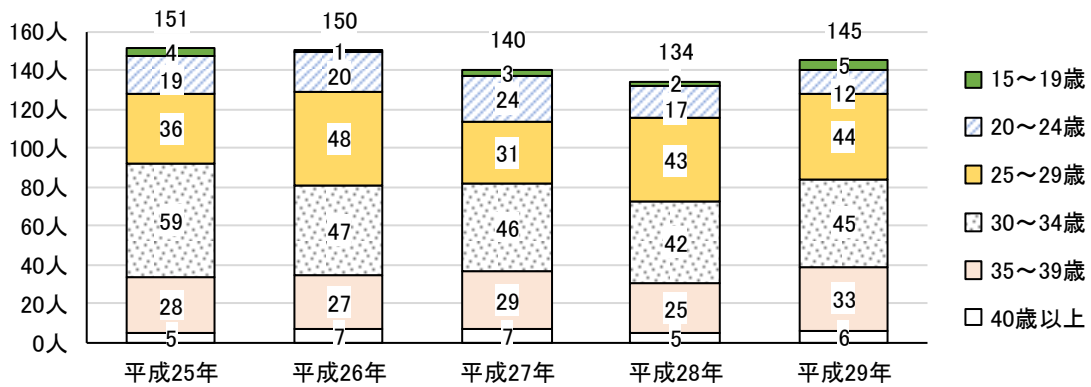
資料:国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、平成29年では145人となっています。

母親の年齢別に出生数をみると、25～29歳と30～34歳が比較的多くなっています。

■母親の年齢別出生数の推移

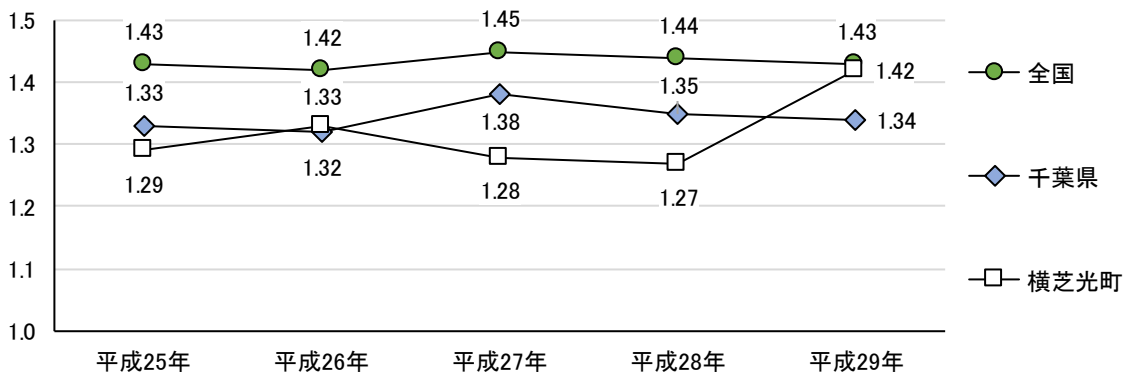


資料：千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第5表

(4) 合計特殊出生率※4

本町の合計特殊出生率は、全国及び千葉県の数値を下回る傾向にありましたが、平成29年では千葉県の数値を上回り1.42となっています。

■合計特殊出生率の推移



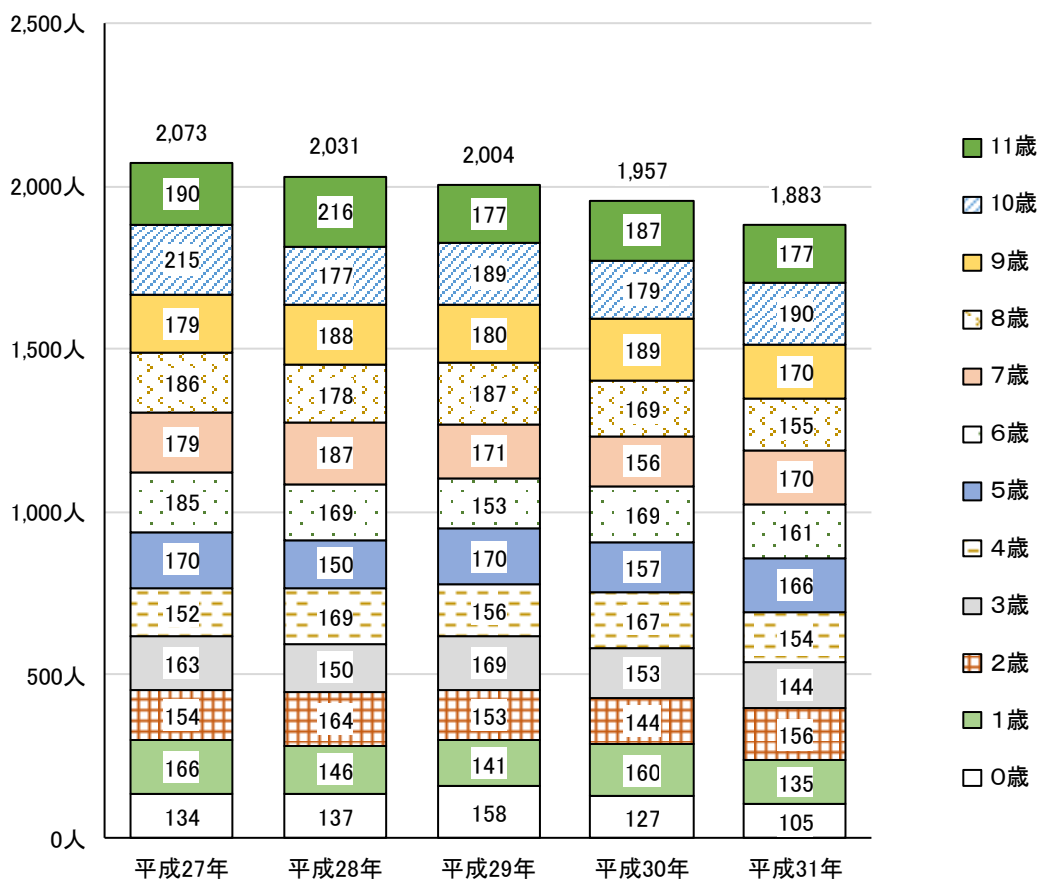
資料：千葉県衛生統計年報(人口動態調査)第1-2表、第2-1表

※4 合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率（5歳階級ごと）を合計したもの。

(5) 児童数

本町の12歳未満の児童数は、年々減少しており、平成31年4月1日現在で1,883人となっています。

■ 児童数の推移



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)

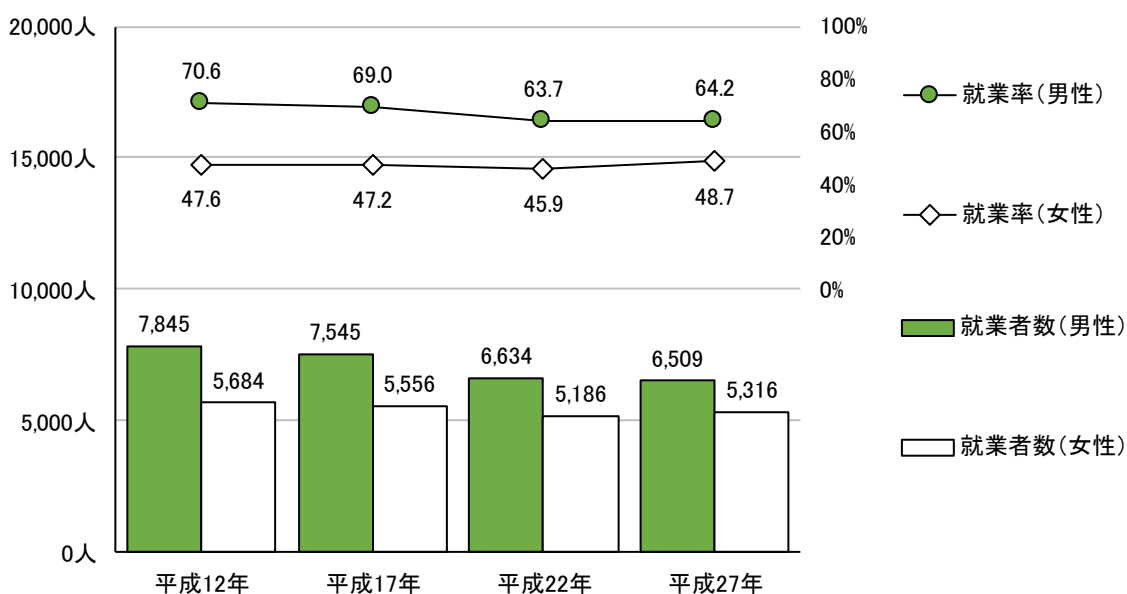
4 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、男女ともに平成12年をピークに年々減少していますが、女性は平成22年から平成27年にかけて増加し、平成27年では5,316人となっています。

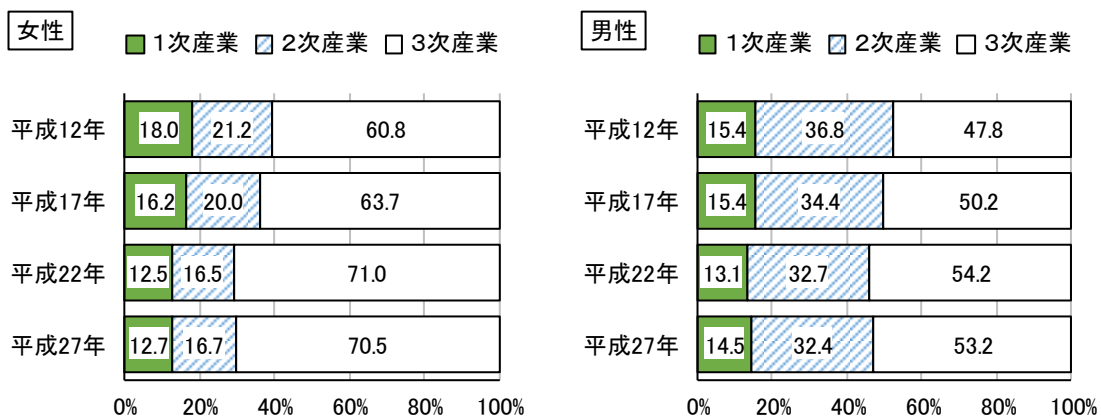
同様に、就業率も男女ともに年々低下していますが、女性は平成22年から平成27年にかけて上昇し、平成27年では48.7%となっています。

■就業者数及び就業率の推移



資料:国勢調査

■産業分類別就業者の推移



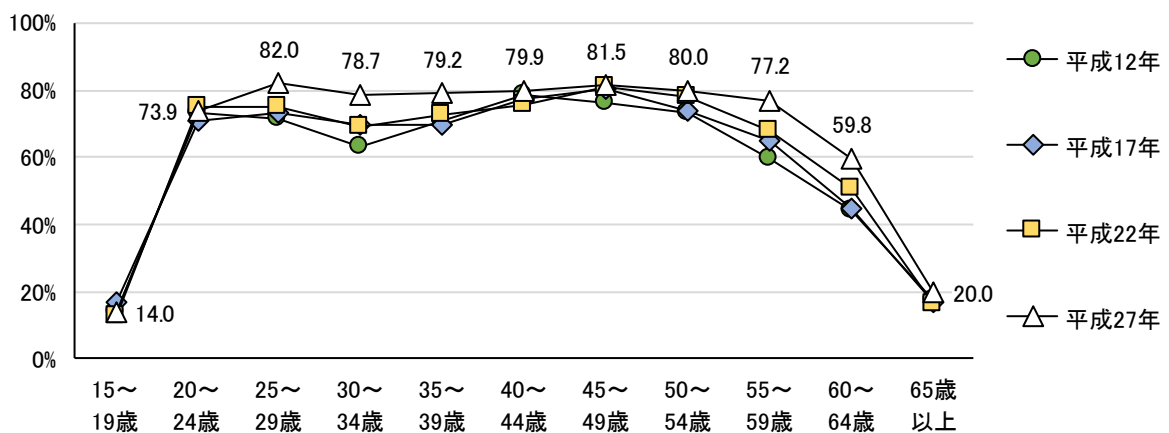
資料:国勢調査(分類不能除く)

(2) 年齢別労働力率^{※5}

年齢別の労働力率は男性が低下傾向にある中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

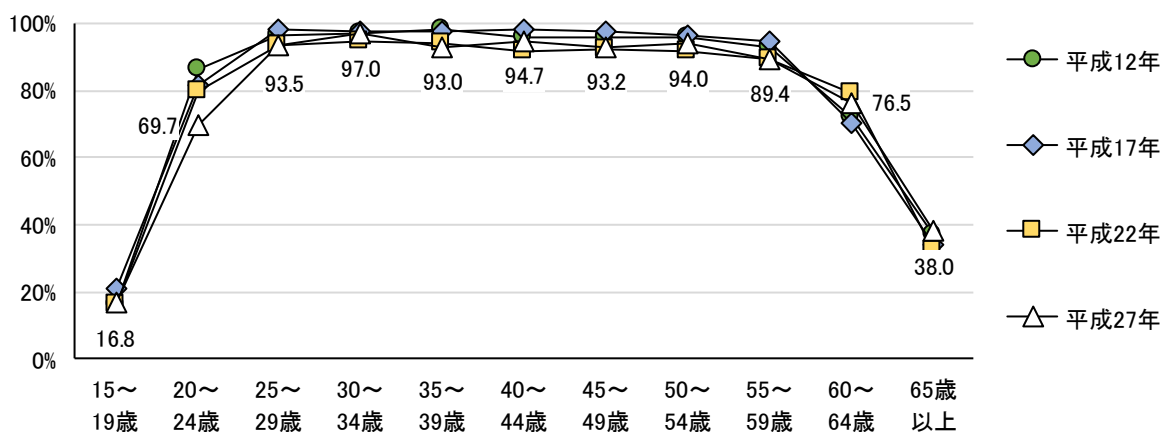
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料:国勢調査

※5 労働力率：15歳以上の人口のうち、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値のこと。労働力率(%) = (労働人口/15歳以上人口) × 100

5 教育・保育事業の状況

(1) 認可保育所・認定こども園（保育部分）

本町の認可保育所・認定こども園（保育部分）は、平成31年4月1日現在で施設が10か所、利用定員は836人となっています。

在所児童数は、年々増加していますが、利用定員に対する在所児童数は100人以上の差がある状況が続いています。

■町内の認可保育所・認定こども園（保育部分）の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数（か所）	8	8	8	9	10
利用定員（人）	755	785	785	810	836
在所児童数（人）	532	541	553	554	561
0歳	19	18	26	20	18
1歳	74	71	67	83	73
2歳	93	113	112	103	117
3歳	122	102	113	119	103
4歳	103	130	105	120	127
5歳	121	107	130	109	123

資料：横芝光町（各年度4月1日現在）

(2) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

本町の幼稚園は、平成30年度に1か所、平成31年度に1か所が幼稚園型認定こども園に移行しました。平成31年4月1日現在で利用定員は144人、在籍児童数は88人となっています。

■町内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
施設数（か所）	2	2	2	2	2
幼稚園	2	2	2	1	0
認定こども園（幼稚園型）	0	0	0	1	2
利用定員（人）	210	210	210	185	144
在所児童数（人）	112	117	129	111	88
3歳	30	43	48	29	26
4歳	39	36	34	42	23
5歳	43	38	47	40	39

資料：横芝光町（各年度4月1日現在）

(3) 小学校

本町の小学校は、令和元年5月1日現在で学校数が7校、学級数は66クラス、在校児童数は1,016人となっています。

在校児童数は、年々減少しており、1学年の児童数が10人未満の小学校があるなど、地域によって差が生じている状況となっていたことから、令和2年度から統合により5校となります。

■町内の小学校の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
学校数(か所)	7	7	7	7	7
学級数(クラス)	70	68	69	70	66
在校児童数(人)	1,122	1,107	1,053	1,036	1,016
1年生	184	169	154	170	159
2年生	176	189	166	154	171
3年生	180	176	191	165	154
4年生	181	184	177	190	167
5年生	213	178	185	175	191
6年生	188	211	180	182	174

資料：横芝光町（各年度5月1日現在）

(4) 放課後児童クラブ

本町の放課後児童クラブは、平成27年度に2か所整備し、令和元年4月1日現在で設置数が5か所、定員は250人、登録児童数は271人となっています。

登録児童数は定期利用の児童と長期休暇期間のみの児童を合計したものであり、1日あたりの利用児童は定員の範囲内となっています。

■町内の放課後児童クラブの状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
設置数(か所)	4	5	5	5	5
定員(人)	189	250	250	250	250
登録児童数(人)	254	294	268	280	271

資料：横芝光町（各年度4月1日現在）

6 アンケート調査結果の概要

本調査は、幼稚園、保育所、放課後児童クラブなどの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に整備するとともに、子ども・子育て支援施策の充実を図るために、子育て世帯の生活実態や要望・意見等を把握することを目的として実施しました。

■調査期間

令和元年8月9日～令和元年8月30日

■調査対象

種類	対象者	調査方法	配布数
就学前児童保護者	町内在住の就学前児童の保護者	郵送配付・回収	654件
小学生保護者	町内在住の小学生の保護者	郵送配付・回収	544件

■回収結果

種類	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	245件	37.5%
小学生保護者	198件	36.4%

■アンケート調査結果の概要を見るにあたっての注意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 図表タイトルの【SA】は単数回答、【MA】は複数回答可の質問であることを示しています。
- 調査結果の比率は、設問の回答者数を基数として、小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを示しています。そのため、その合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。
- 図表中「無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 本文中の「前回調査」は、第1期計画策定時(平成25年)に実施した調査です。
- 「前回調査」と比較するため、「無回答」を除いて集計している場合があり、「n」の値が有効回収数より少なくなっています。

(1) 主に子育てをしている人

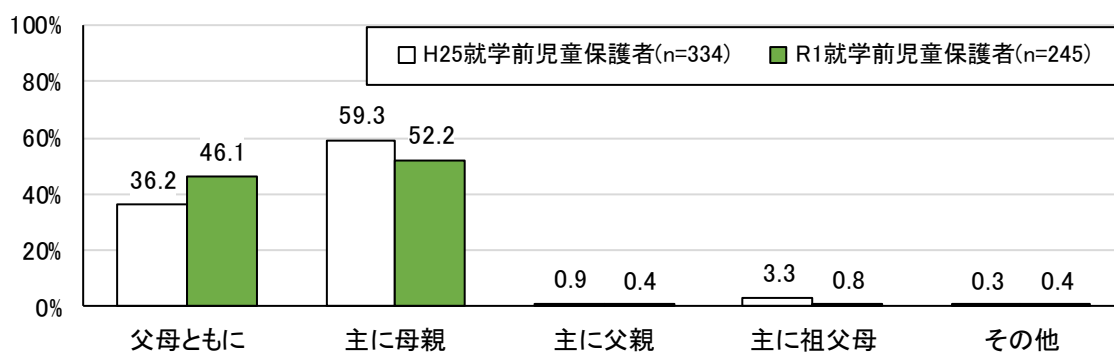
主に子育てをしている人について、就学前児童の保護者では「主に母親」が52.2%で最も多く、次いで「父母ともに」が46.1%となっています。

前回調査と比較すると「主に母親」が減少し、「父母ともに」が増加しています。

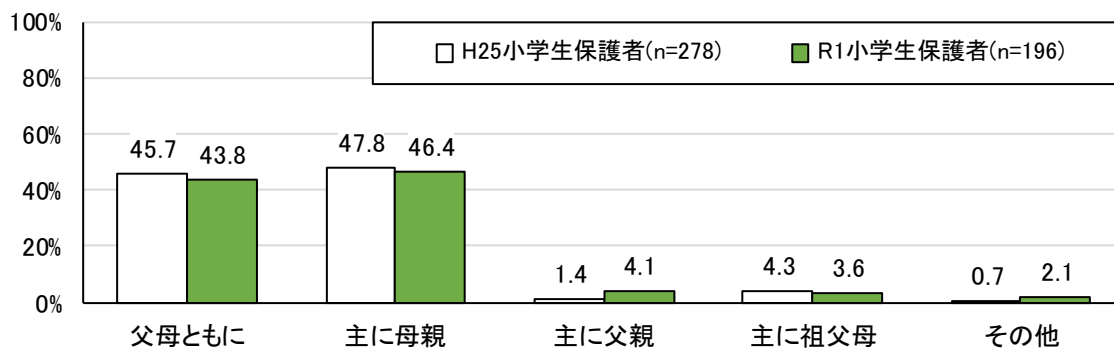
小学生の保護者においても、「主に母親」が46.4%で最も多く、次いで「父母ともに」が43.8%となっています。

前回調査と比較すると「主に父親」が増加しています。

■主に子育てをしている人（就学前児童保護者）【SA】



■主に子育てをしている人（小学生保護者）【SA】

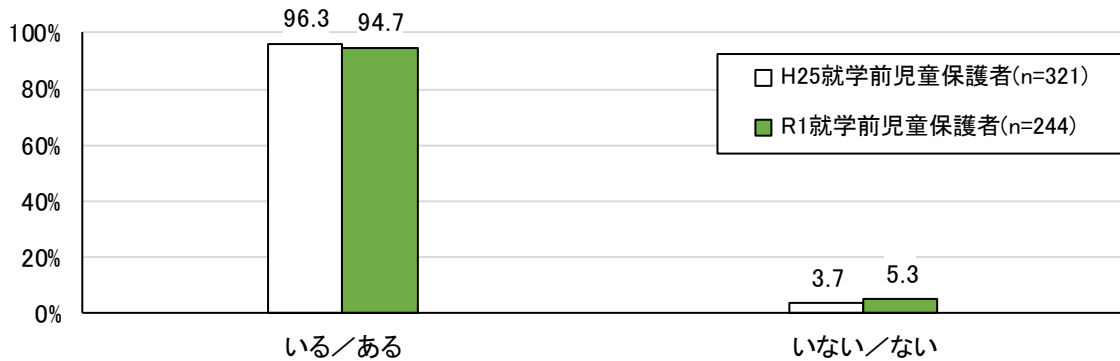


(2) 気軽に相談できる人・場所

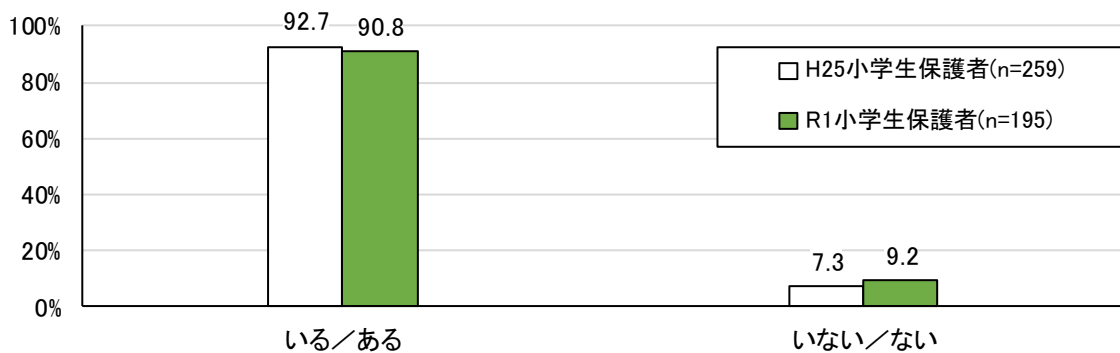
気軽に相談できる人・場所について、就学前児童の保護者では「いる／ある」が94.7%、小学生保護者では90.8%を占めています。

気軽に相談できる人・場所が「いない／ない」と回答した就学前児童の保護者は5.3%、小学生の保護者は9.2%となっており、ともに前回調査から増加しています。

■気軽に相談できる人・場所の有無（就学前児童保護者）【SA】



■気軽に相談できる人・場所の有無（小学生保護者）【SA】

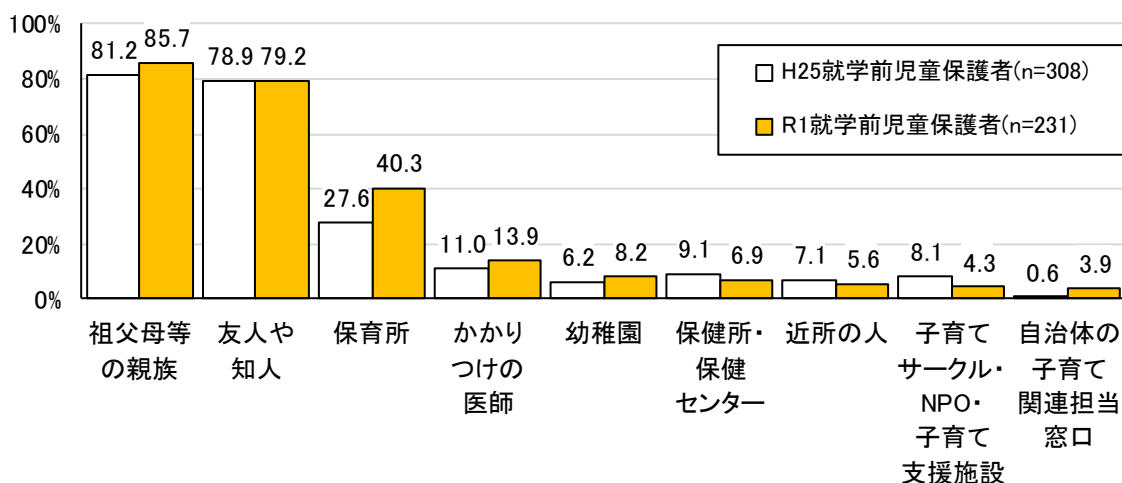


気軽に相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の相談先は、就学前児童の保護者では「祖父母等の親族」が85.7%で最も多く、次いで「友人や知人」が79.2%、「保育所」が40.3%で、身近な人が大半を占めていると考えられます。

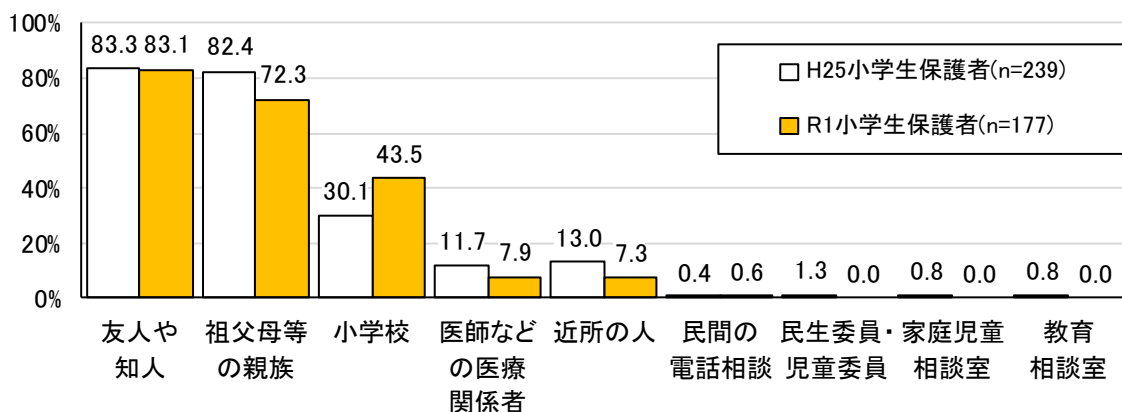
小学生の保護者では「友人や知人」が83.1%で最も多く、次いで「祖父母等の親族」が72.3%、「小学校」が43.5%で、就学前児童の保護者と同様の傾向が見られます。

前回調査と比較すると、「保育所」と「小学校」の割合が大きく増加しています。

■気軽に相談できる人・場所（就学前児童保護者）【MA】



■気軽に相談できる人・場所（小学生保護者）【MA】



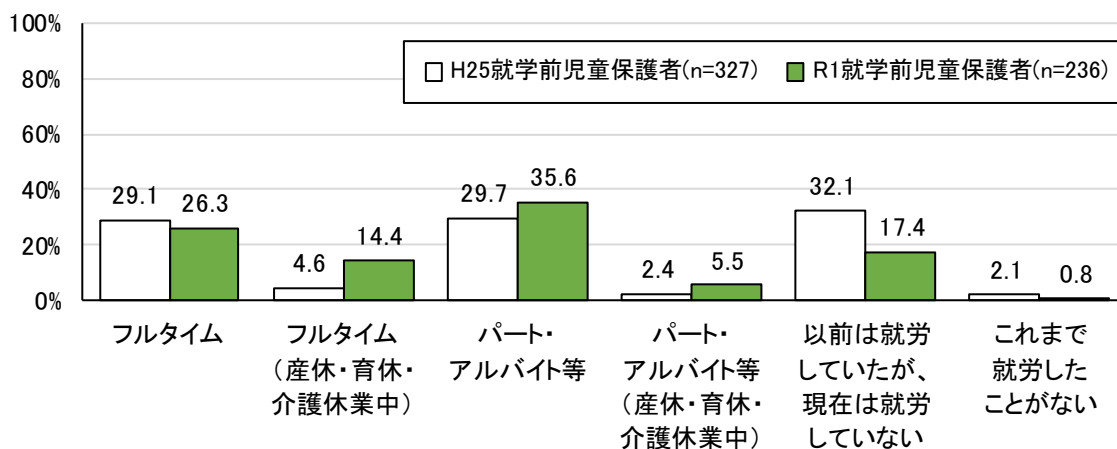
(3) 母親の就労状況

就学前児童の保護者の就労状況は、「フルタイム」が26.3%、「パート・アルバイト等」が35.6%で、産休・育休・介護休業中と合わせると81.8%となっています。

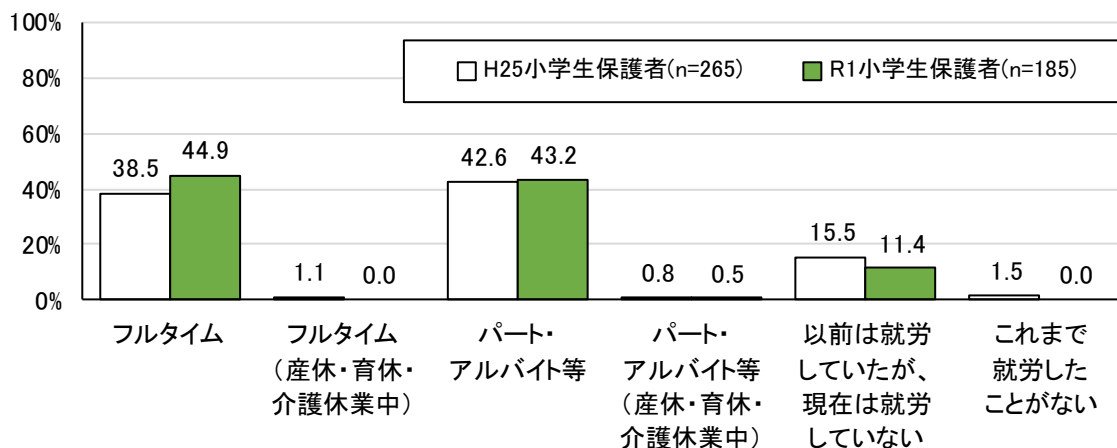
小学生の保護者の就労状況は、「フルタイム」が44.9%、「パート・アルバイト等」が43.2%で、産休・育休・介護休業中と合わせると88.6%となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに、就労している母親が増加しており、就学前児童の保護者は前回調査から16.0ポイント増、小学生の保護者は前回調査から5.6ポイント増となっています。

■就学前児童の母親の就労状況【SA】



■小学生の母親の就労状況【SA】



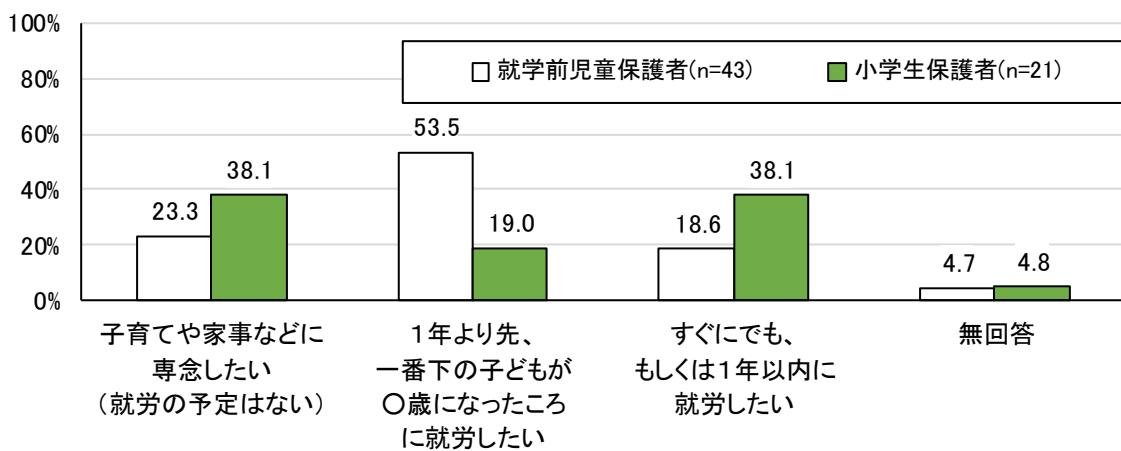
(4) 現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向について、就学前児童の保護者では、「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」が53.5%で最も多くなっています。

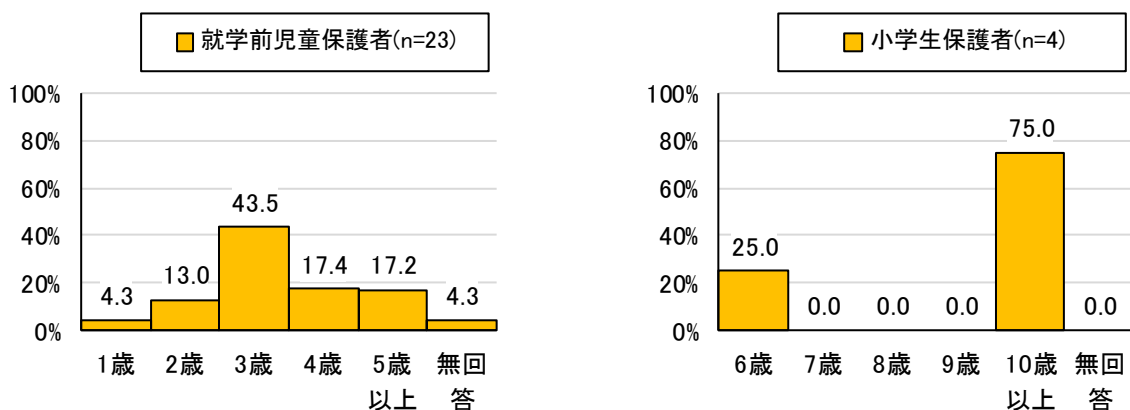
小学生の保護者では、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」がともに38.1%となっています。

「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったところに就労したい」と回答した方の子どもの年齢は、就学前児童の保護者では「3歳」が43.5%で最も多く、小学生の保護者では「10歳以上」が75.0%で最も多くなっています。

■現在就労していない母親の就労意向【SA】



■就労したい子どもの年齢【数値】



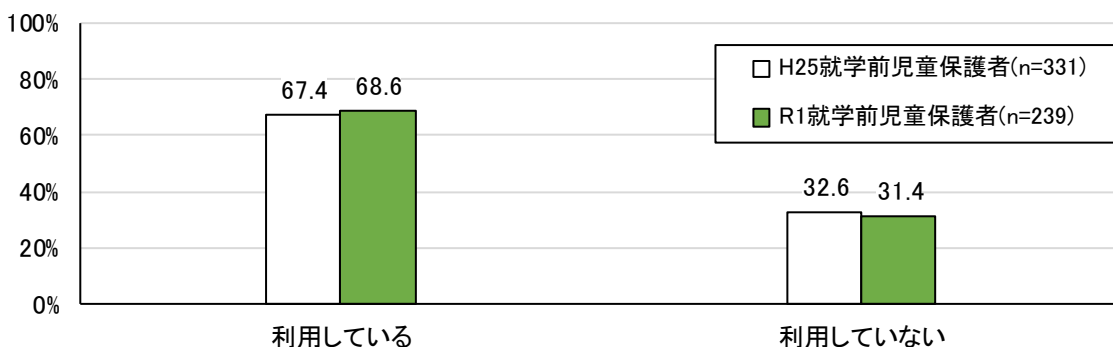
(5) 平日の教育・保育事業の利用状況

平日の教育・保育事業の利用について、「利用している」が68.6%を占めており、前回調査とほぼ同様の結果となっています。

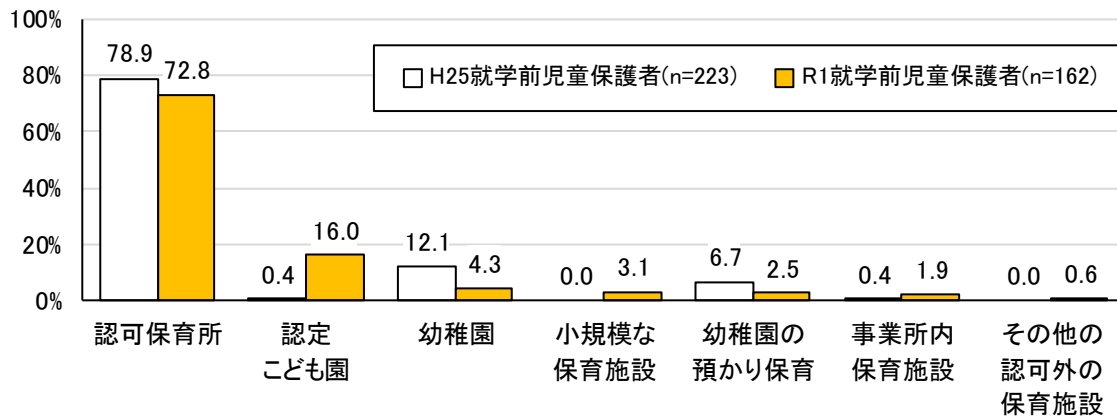
「利用している」と回答した方の利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が72.8%で最も多く、次いで「認定こども園」が16.0%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」、「小規模な保育施設」、「事業所内保育施設」の利用割合が増加しています。

■教育・保育事業の利用状況（就学前児童保護者）【SA】



■利用している教育・保育事業（就学前児童保護者）【MA】



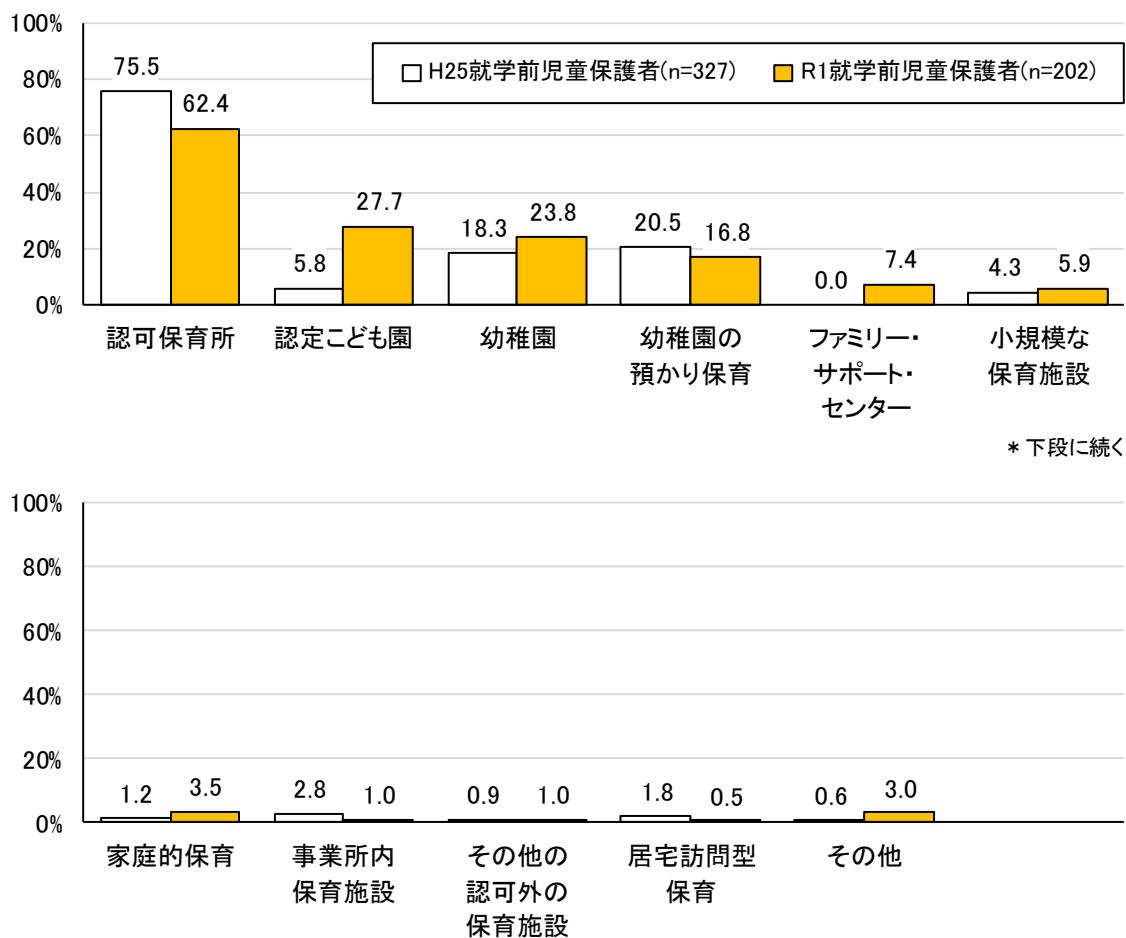
* 「家庭的保育」、「居宅訪問型保育」、「ファミリー・サポート・センター」は前回調査から回答なし

(6) 平日の教育・保育事業の利用希望

利用を希望する平日の教育・保育事業は、「認可保育所」が62.4%で最も多く、次いで「認定こども園」が27.7%、「幼稚園」が23.8%、「幼稚園の預かり保育」が16.8%となっています。

前回調査と比較すると、「認定こども園」や「幼稚園」の利用希望が増加しているほか、「ファミリー・サポート・センター」や「小規模な保育施設」、「家庭的保育」なども、低い割合ではあるものの利用希望が挙げられています。

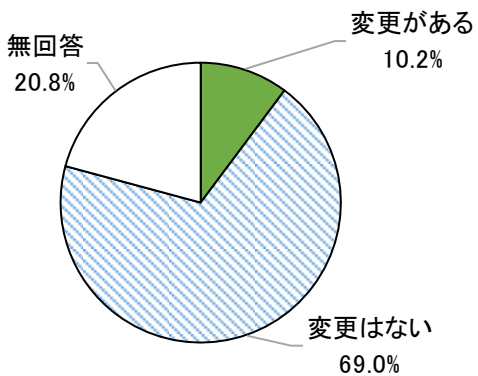
■利用を希望する教育・保育事業（就学前児童保護者）【MA】



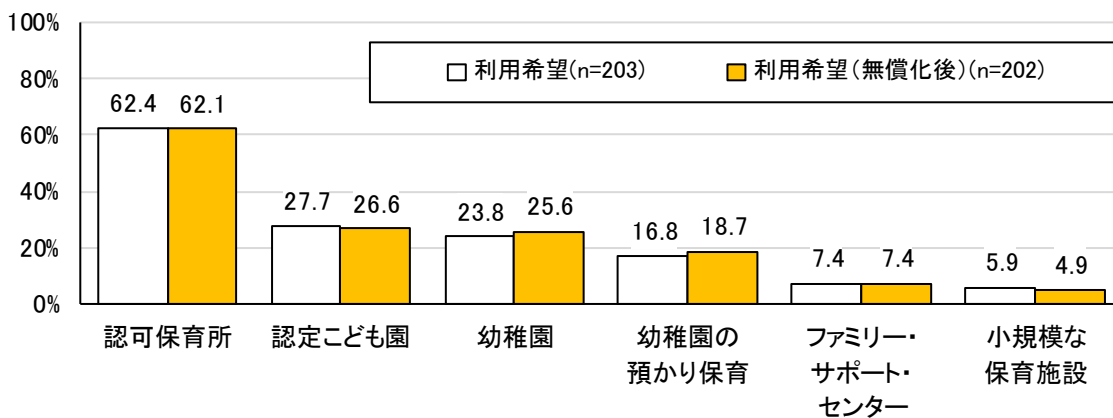
保育料が無償化された場合に利用を希望する平日の教育・保育事業について、「変更がある」と回答した方は 10.2% となっています。

利用希望の変更を反映して再集計したところ、大幅な利用希望の増減は見られませんでした。が、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「事業所内保育施設」などの割合が増加しています。

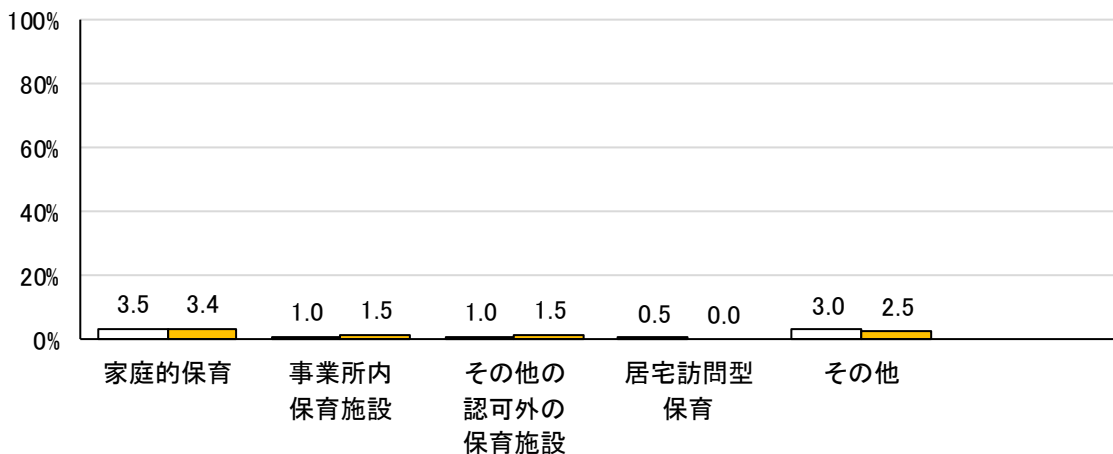
■保育料が無償化された場合の利用希望の変更（就学前児童保護者）【SA】



■保育料が無償化された場合に利用を希望する教育・保育事業（就学前児童保護者）【MA】



* 下段に続く

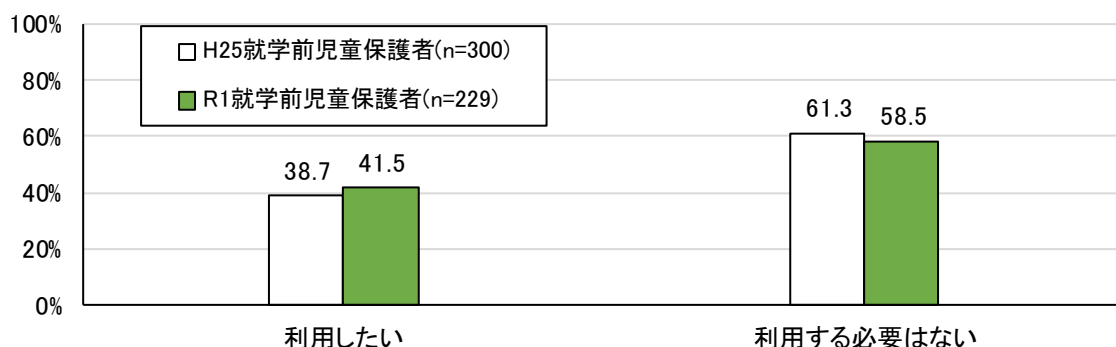


(7) 一時保育の利用希望

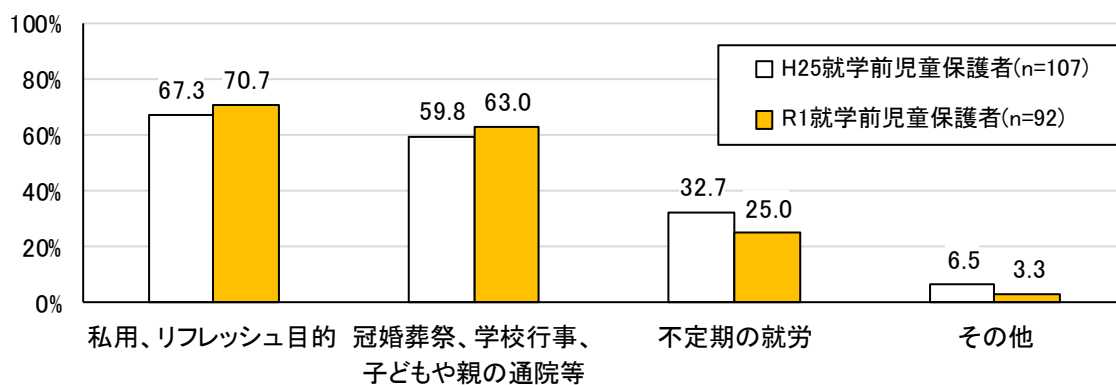
私用等の目的での事業の利用は、「利用したい」が41.5%となっており、前回調査から増加しています。

利用目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が70.7%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が63.0%を占めています。前回調査と比較すると、いずれも増加しています。

■一時保育の利用希望（就学前児童保護者）【SA】



■一時保育の利用を希望する理由（就学前児童保護者）【MA】



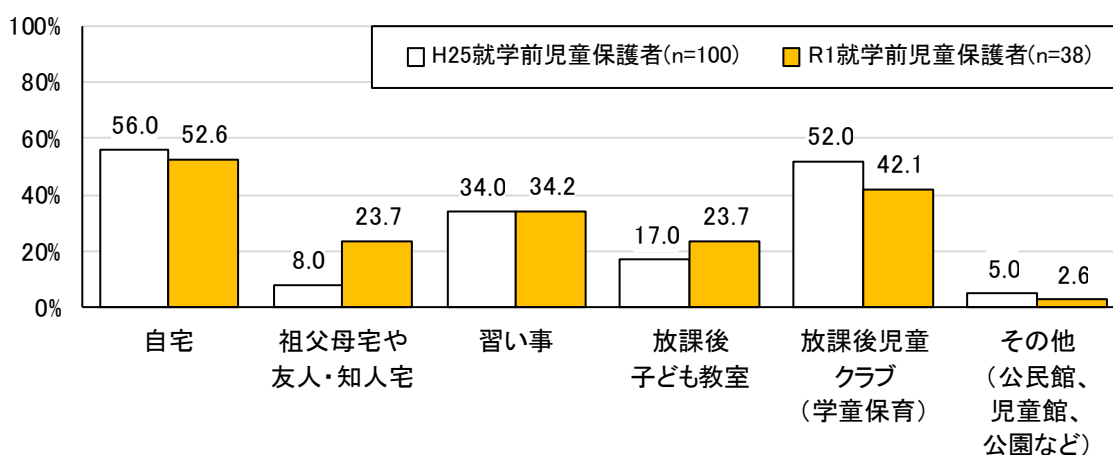
(8) 放課後の過ごし方

5歳以上の就学前児童の保護者が希望する低学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が52.6%で最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が42.1%、「習い事」が34.2%となっています。

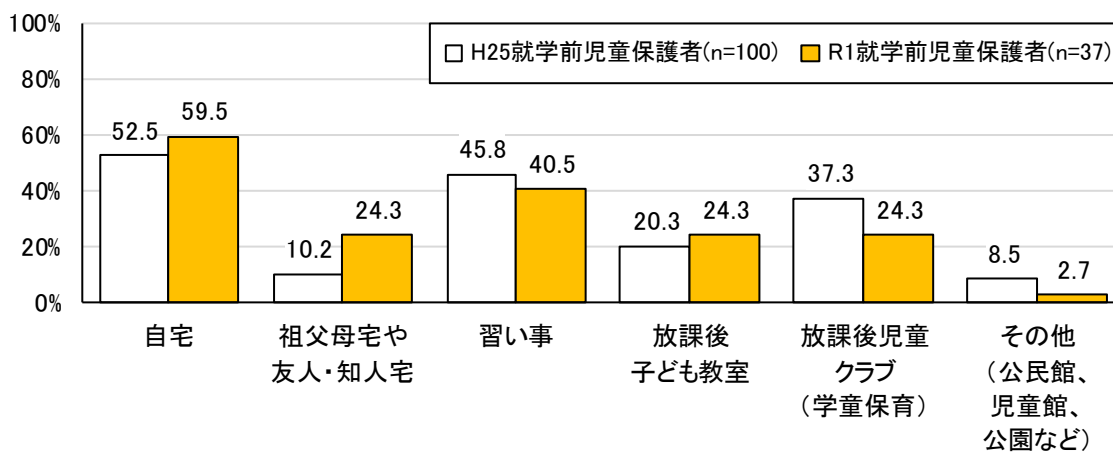
高学年時の放課後の過ごし方は、「自宅」が59.5%で最も多く、「習い事」が40.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」と「放課後子ども教室」、「放課後児童クラブ」が24.3%となっています。

前回調査と比較すると、低学年時と高学年時ともに「祖父母宅や友人・知人宅」と「放課後子ども教室」の割合が増加しています。また、高学年時は「自宅」の割合も増加しています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方（就学前児童保護者）【MA】



■希望する高学年時の放課後の過ごし方（就学前児童保護者）【MA】

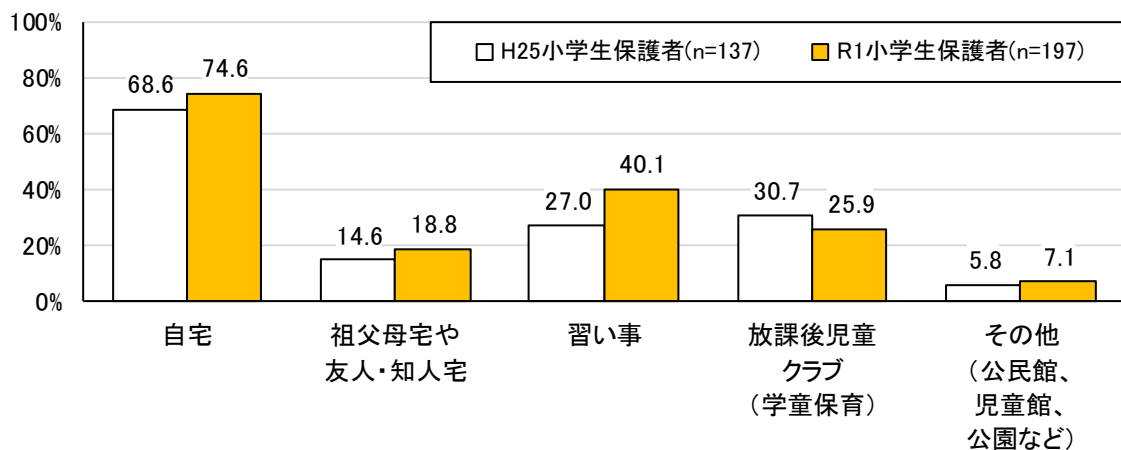


実際の小学生の放課後の過ごし方は、「自宅」が74.6%で最も多く、次いで「習い事」が40.1%、「放課後児童クラブ」が25.9%となっています。

前回調査と比較すると、「自宅」や「祖父母宅や友人・知人宅」、「習い事」が増加し、「放課後児童クラブ」が減少しています。

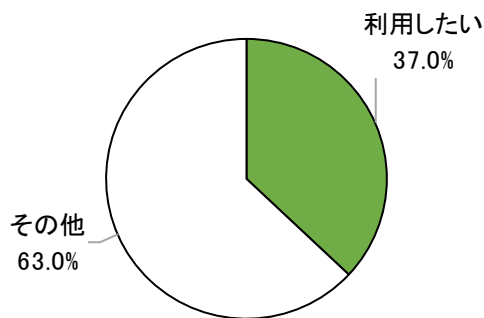
放課後児童クラブの利用意向は、低学年時は37.0%、高学年時は17.7%となっており、「6年生」まで利用したいと回答した方が62.0%を占めています。

■実際の放課後の過ごし方（小学生保護者）【MA】

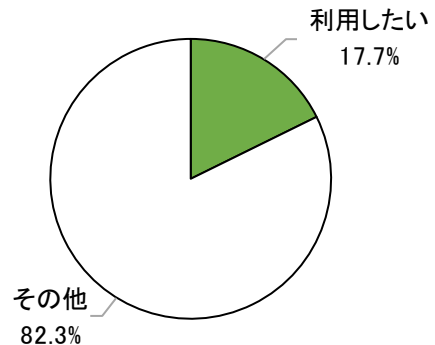


■放課後児童クラブの利用意向（小学生保護者）【取りまとめ】

≪低学年時≫R1小学生保護者(n=198)

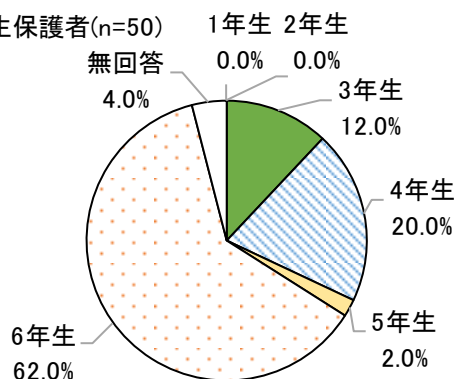


≪高学年時≫R1小学生保護者(n=198)



■放課後児童クラブを利用したい学年（小学生保護者）【取りまとめ】

R1小学生保護者(n=50)

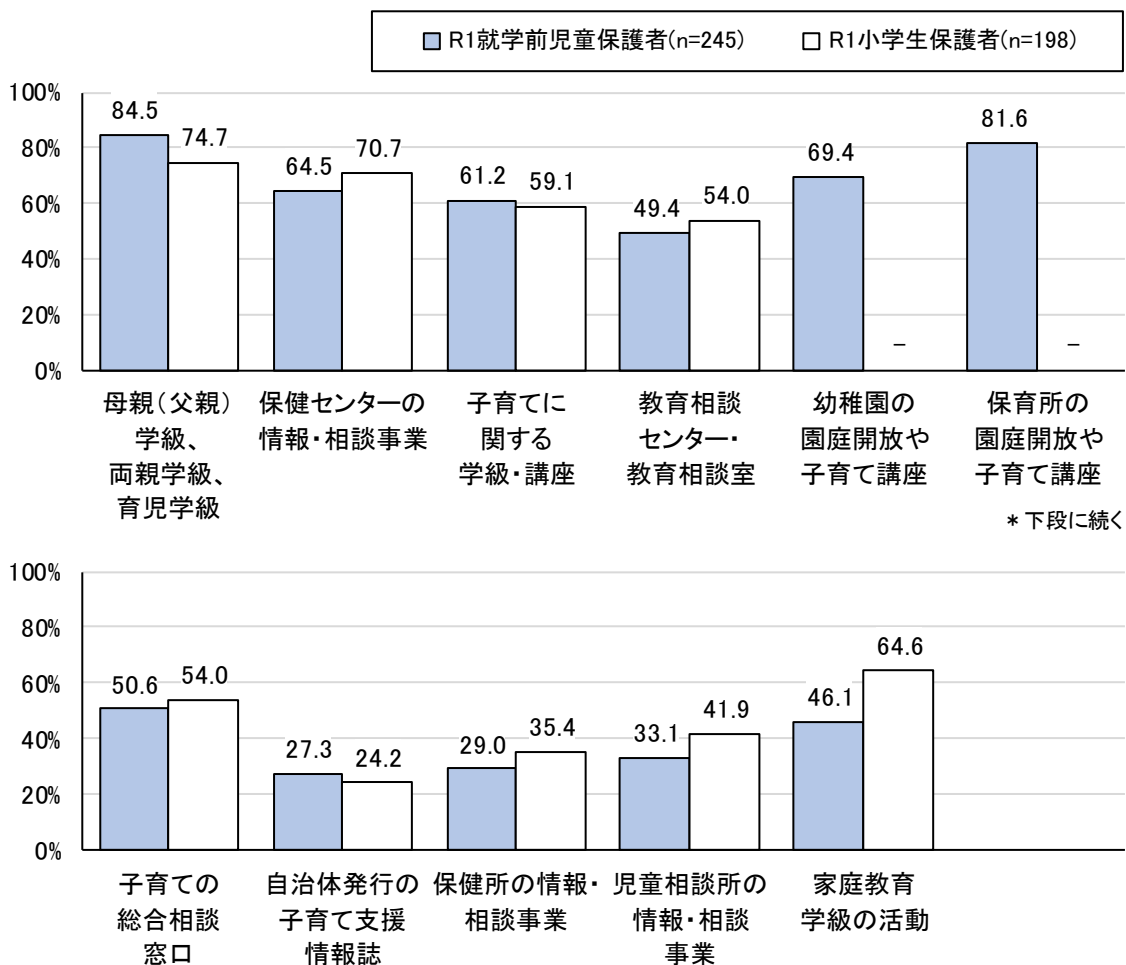


(9) 各種事業等の認知度と利用意向

各種事業等の認知度について、就学前児童の保護者では、割合が高い順に「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「保育所の園庭開放や子育て講座」、「幼稚園の園庭開放や子育て講座」、「保健センターの情報・相談事業」、「子育てに関する学級・講座」となっています。

小学生の保護者では、割合が高い順に「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」、「保健センターの情報・相談事業」、「家庭教育学級の活動」、「子育てに関する学級・講座」、「教育相談センター・教育相談室」、「子育ての総合相談窓口」となっています。

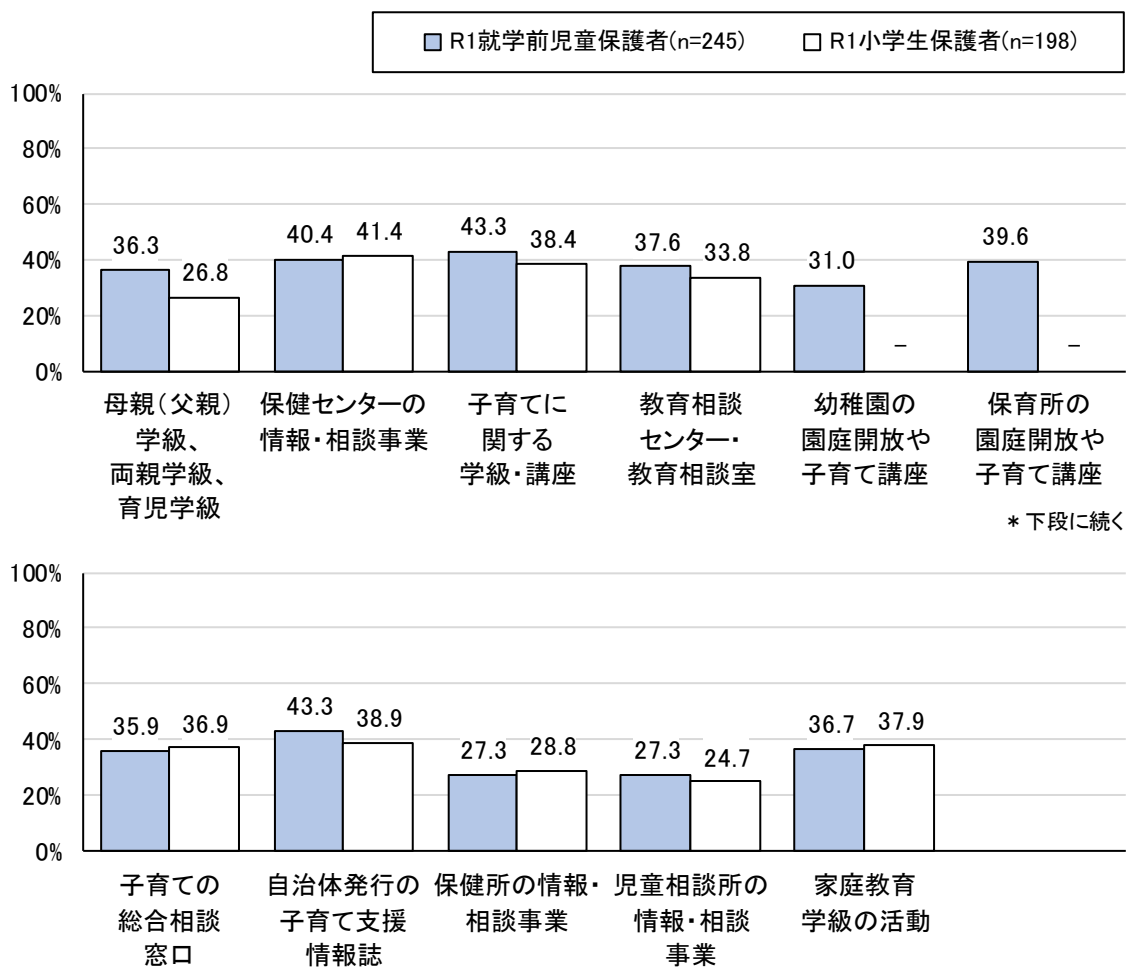
■各種事業等の認知度【MA】



各種事業等の利用意向について、就学前児童の保護者では、割合が高い順に「子育てに関する学級・講座」、「自治体発行の子育て支援情報誌」、「保健センターの情報・相談事業」、「保育所の園庭開放や子育て講座」、「教育相談センター・教育相談室」となっています。

小学生の保護者では、割合が高い順に「保健センターの情報・相談事業」、「自治体発行の子育て支援情報誌」、「子育てに関する学級・講座」、「家庭教育学級の活動」、「子育ての総合相談窓口」となっています。

■各種事業等の利用意向【MA】



(10) 子育て環境や支援の満足度

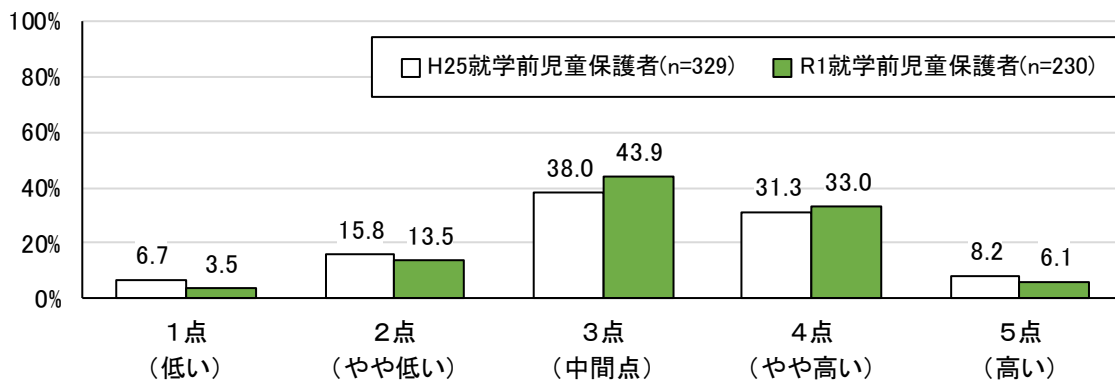
子育て環境や支援への満足度について、就学前児童の保護者では「3点（中間点）」が43.9%で最も多く、次いで「4点（やや高い）」が33.0%、「2点（やや低い）」が13.5%、「5点（高い）」が6.1%、「1点（低い）」が3.5%となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点3.19点に対して、今回の平均点は3.25点となっており、0.06ポイント増加しています。

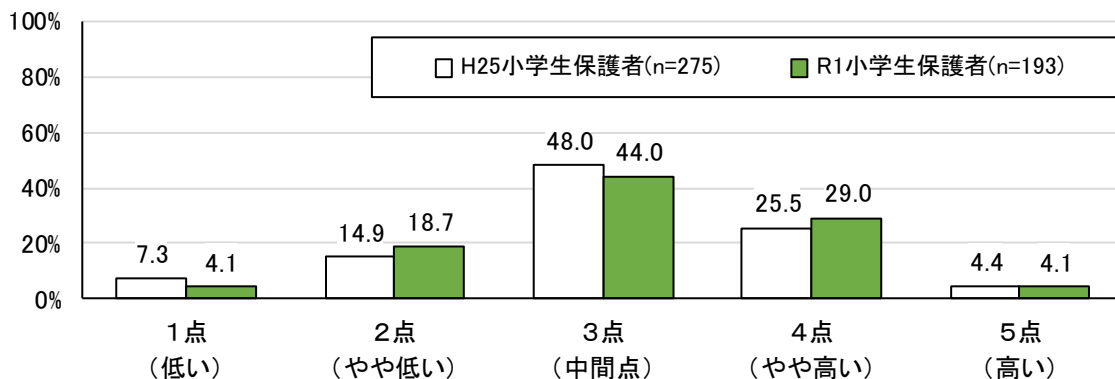
小学生の保護者では「3点（中間点）」が44.0%で最も多く、次いで「4点（やや高い）」が29.0%、「2点（やや低い）」が18.7%、「1点（低い）」と「5点（高い）」がともに4.1%となっています。

前回調査と比較すると、前回の平均点3.05点に対して、今回の平均点は3.10点となっており、0.05ポイント増加しています。

■子育て環境や支援の満足度（就学前児童保護者）【SA】



■子育て環境や支援の満足度（小学生保護者）【SA】

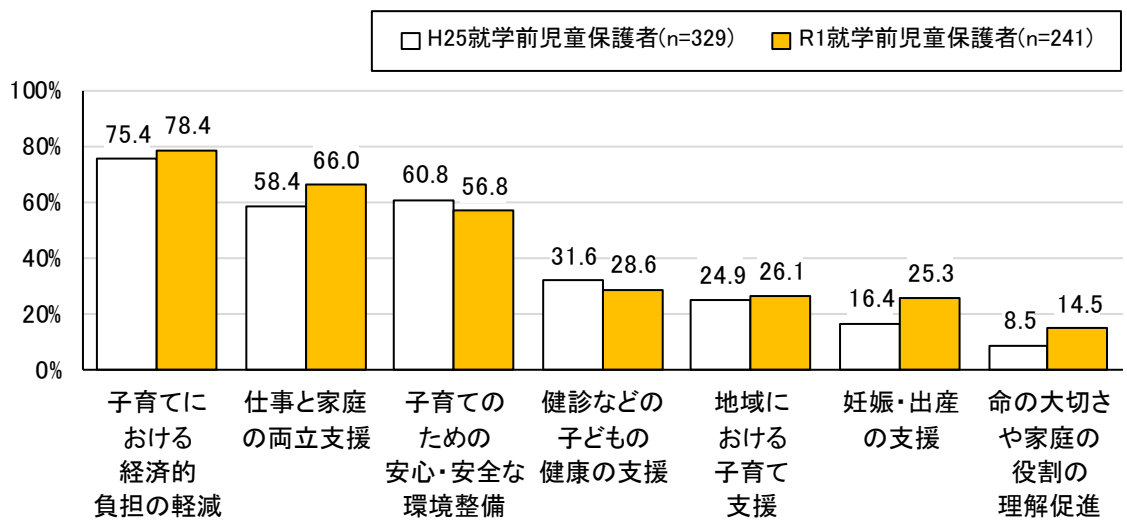


(11) 望ましい子育て支援施策

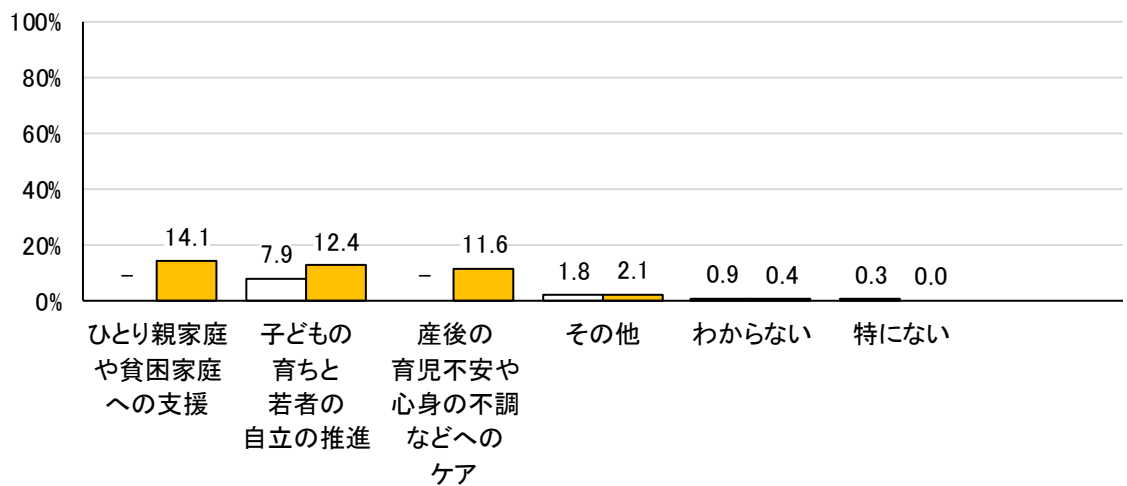
望ましい子育て支援施策について、就学前児童の保護者では、割合が高い順に「子育てにおける経済的負担の軽減」、「仕事と家庭の両立支援」、「子育てのための安心・安全な環境整備」、「健診などの子どもの健康の支援」、「地域における子育て支援」となっています。

前回調査と比較すると、上位2位の「子育てにおける経済的負担の軽減」と「仕事と家庭の両立支援」はさらに割合が高まっています。また、「地域における子育て支援」以下の項目も、前回調査から割合が高まっています。

■望ましい子育て支援施策（就学前児童保護者）【MA】



* 下段に続く

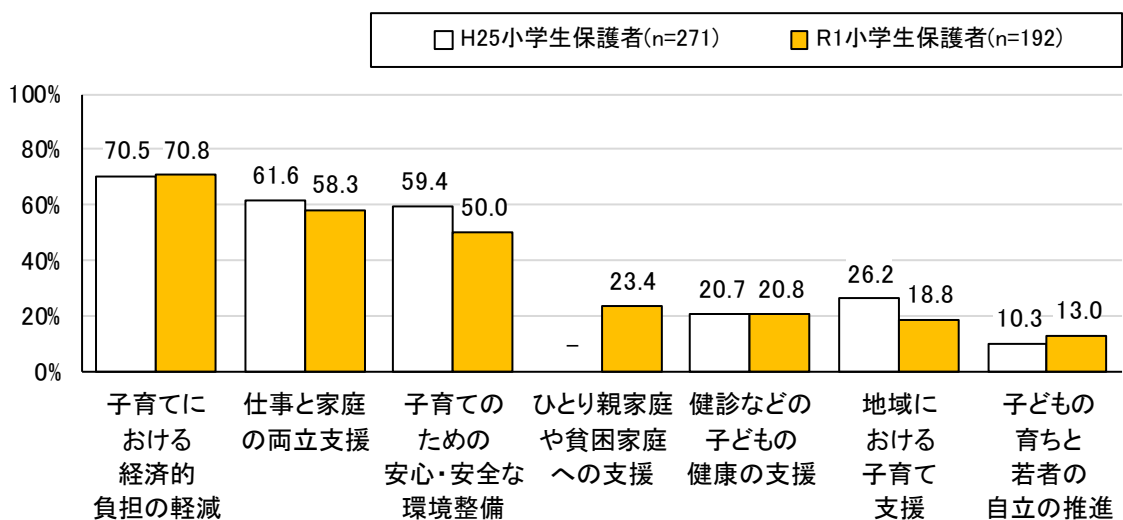


望ましい子育て支援施策について、小学生の保護者では、割合が高い順に「子育てにおける経済的負担の軽減」、「仕事と家庭の両立支援」、「子育てのための安心・安全な環境整備」、「ひとり親家庭や貧困家庭への支援」、「健診などの子どもの健康の支援」となっています。

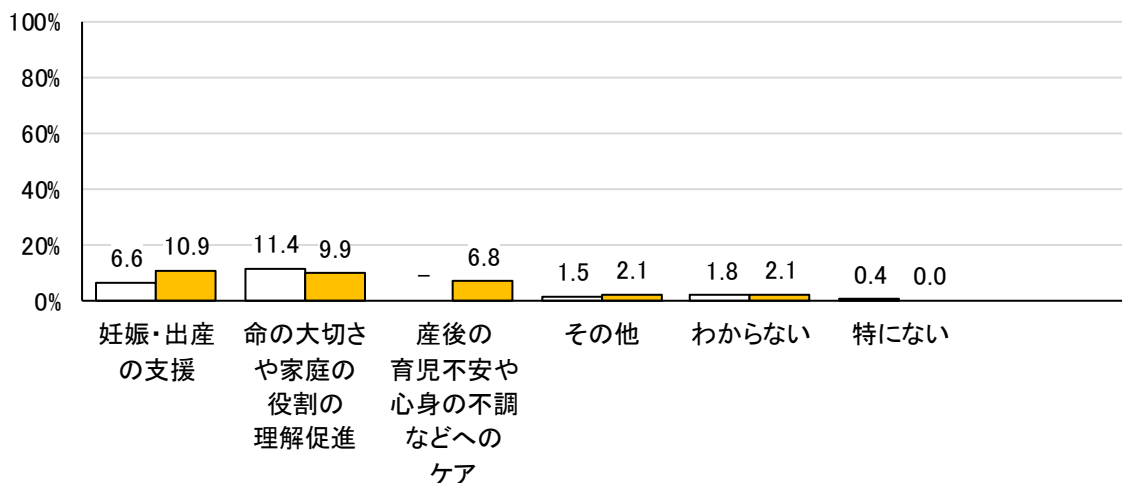
今回の調査で新規に位置付けた「ひとり親家庭や貧困家庭への支援」は 23.4%の第4位で、前頁の就学前児童の保護者（14.1%）より割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、「子育てにおける経済的負担の軽減」は前回同様に最も高い割合を占めています。

■望ましい子育て支援施策（小学生保護者）【MA】



* 下段に続く



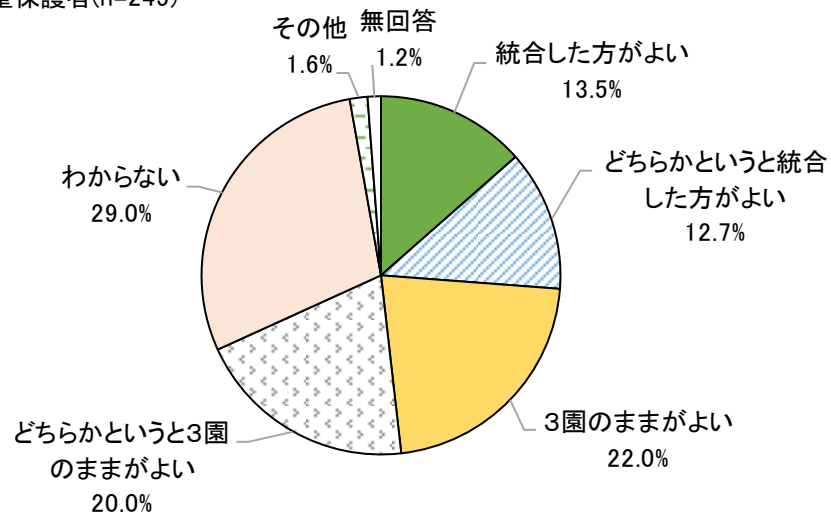
(12) 公立保育所の運営について

公立保育所の運営について、「3園のママがよい」が22.0%、「どちらかというとも3園のママがよい」が20.0%で、合わせると42.0%となっています。

一方で、「統合した方がよい」が13.5%、「どちらかというとも統合した方がよい」が12.7%で、合わせると26.2%となっています。

■公立保育所の運営について（就学前児童保護者）【SA】

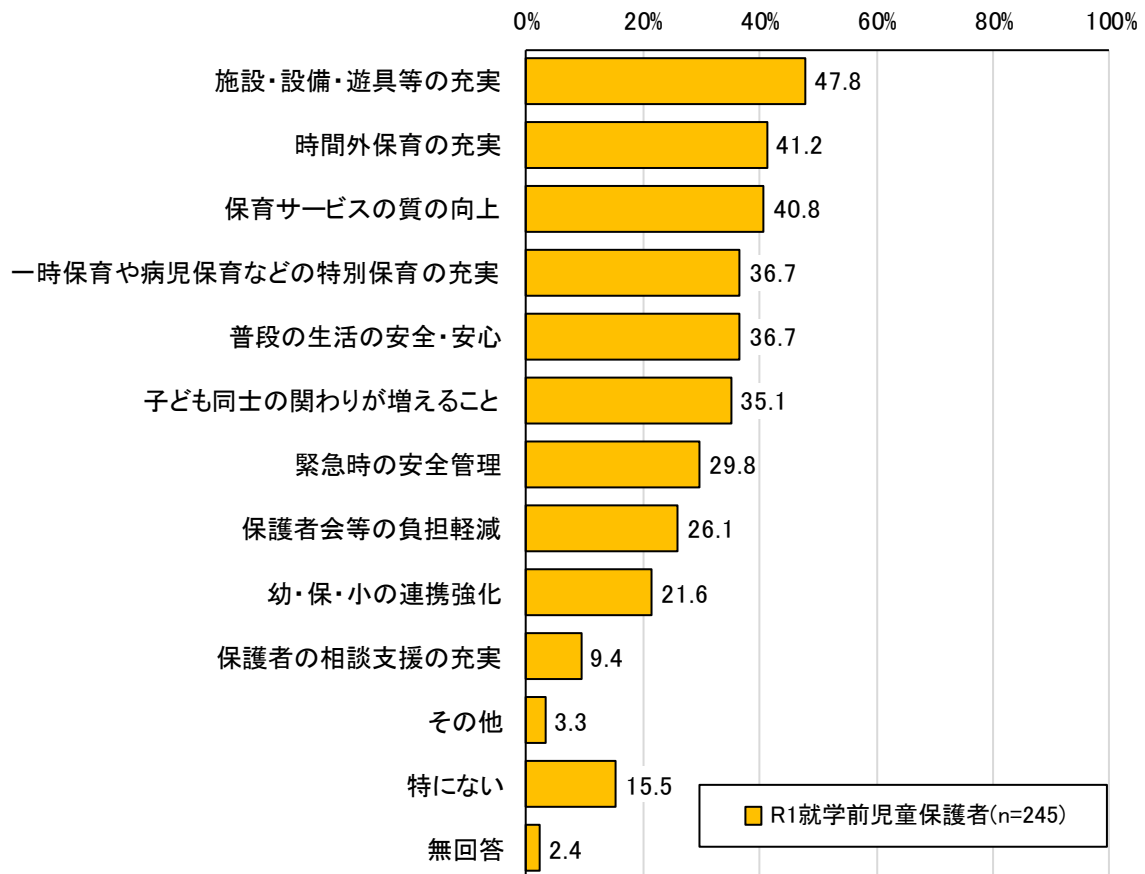
R1就学前児童保護者(n=245)



(13) 公立保育所に期待すること

公立保育所に期待することについて、割合が高い順に「施設・設備・遊具等の充実」、「時間外保育の充実」、「保育サービスの質の向上」、「一時保育や病児保育などの特別保育の充実」、「普段の生活の安全・安心」となっています。

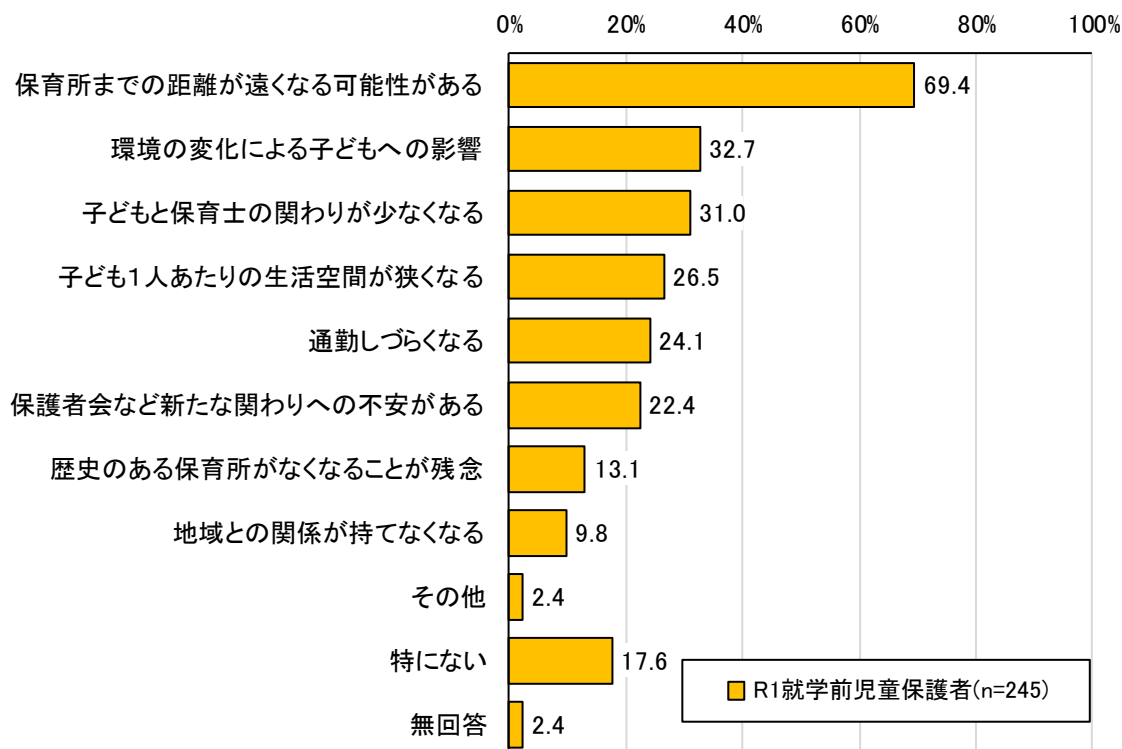
■公立保育所に期待すること（就学前児童保護者）【MA】



(14) 公立保育所を統合する場合の不安

公立保育所を統合する場合の不安について、割合が高い順に「保育所までの距離が遠くなる可能性がある」、「環境の変化による子どもへの影響」、「子どもと保育士の関わりが少なくなる」、「子ども1人あたりの生活空間が狭くなる」、「通勤しづらくなる」となっています。

■ 公立保育所を統合する場合の不安（就学前児童保護者）【MA】



7 本町の現状からみる課題

(1) 幼児期の教育・保育の充実

アンケート調査によると、就学前児童のいる家庭では、現在6割強の母親が就労しており、休業中の母親を含めると8割強となっています。

さらに、就労していない母親の7割強が就労意向を持っていることから、今後の保育ニーズは高まっていくことが想定され、今後の母親の就労ニーズ及び保育ニーズを踏まえた、教育・保育事業の充実が求められます。

一方で、町内の認可保育所の入所率（利用定員に対する在所児童数）は減少傾向にあり、平成31年4月1日現在では81.5%となっています。本町は、第1期計画期間は待機児童ゼロを達成しており、今後も待機児童ゼロを継続しながらも、少子化の傾向や住民ニーズ等を勘案し、既存の保育施設を適正化していくことが求められます。

(2) 地域における子育て支援の充実

アンケート調査によると、気軽に相談できる人は、「祖父母等の親族」や「友人や知人」が大半を占めており、身近な人への相談が多くなっています。

一方で、「近所の人」や「民生委員・児童委員」などの割合は低くなっており、身近な人以外への子育てに関する相談機会は少ないことがうかがえます。

本町の母子・父子世帯の割合は年々増加しており、今後、少子化や核家族化がさらに進んでいく中で、相談する相手が身近にいない家庭に対して、孤立して悩みごとを抱え込んでしまうことのないよう、身近な地域で支援していく体制の構築が求められます。

(3) 仕事と子育ての両立支援の充実

国勢調査によると、本町の働く女性の割合は増加傾向にあります。また、女性が結婚・出産期にあたる年代に労働力率が低下し、育児が落ち着いた時期に上昇するという「M字曲線」の差も年々小さくなっていることから、女性の社会進出が進んでいることがうかがえます。

しかしながら、アンケート調査では、望ましい子育て支援施策として、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「仕事と家庭の両立支援」が「子育てにおける経済的負担の軽減」に次いで第2位となっており、仕事と子育ての両立に向けたさらなる支援の充実が求められます。

(4) 多様な子育て支援施策の充実

アンケート調査によると、私用等の目的で一時保育を「利用したい」と回答した就学前児童のいる家庭は4割強となっており、利用目的は「私用、リフレッシュ目的」が7割強、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が6割強を占めており、いずれも前回調査から割合が上昇し、就労だけではなく様々な理由による保育サービスの利用が望まれています。

ライフスタイルの多様化や国による働き方改革なども進んでいく中で、各家庭が希望する生活を実現することができるよう、多様な子育て支援施策を充実していくことが求められます。

(5) 子育てしやすい環境の充実

アンケート調査によると、望ましい子育て支援施策として、就学前児童の保護者と小学生の保護者ともに「子育てにおける経済的負担の軽減」が第1位、「仕事と家庭の両立支援」が第2位、「子育てのための安心・安全な環境整備」が第3位となっており、重点的に取り組んでいくことが求められます。

「子育てのための安心・安全な環境整備」については、子どもの遊び場や居場所の充実、通学時の安全・安心の確保、発達障害^{※6}など特別な配慮を必要とする子どもに対する支援などを求める記述が多くなっていることから、関係各課や専門機関等との連携・協働による子育て環境の整備が求められます。

※6 発達障害：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害のこと。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子ども・子育て支援は、子育てについての第一義的な責任が保護者にあることを前提としつつ、子ども・子育てを取り巻く環境の変化に伴う家族や地域の子育て力の低下等を踏まえ、子育てに関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目的としています。

本計画の基本理念は、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、町として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画の基本理念を継承します。

◇◆基本理念◆◇

すこやかに 育て 親子を育むまち・横芝光

子どもは社会の宝であり、次代の希望です。しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子高齢化や核家族化、人と人のつながりの希薄化が進んでいます。こうした背景により、親が子育て力をつける機会が減少するとともに、地域における子育て力の低下が懸念されています。

本町では、子どもがいる世帯は、祖父母などとの同居世帯が比較的多く、家族や親せき間での子育ての助けあいが保たれています。このため、今後は、こうした家族の結びつきを基本としながらも、地域のあらゆる人たちの協力を得ながら、子どもと子育て家庭を地域全体で支える横芝光町を目指します。



2 基本課題と基本目標

本計画では、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」に関する部分を計画の【基本課題】とします。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を引き継ぐものであり、【基本課題】以外の施策を推進するため、子ども、親、地域の視点から3つの【基本目標】を掲げます。

【基本課題1】乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保

子ども・子育て支援法の新制度に基づく乳幼児期の特定教育・保育事業施設（認定こども園、幼稚園、保育所等）について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

【基本課題2】地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

国が規定する地域子ども・子育て支援事業について、年度ごと、認定区分ごとに量の見込みに応じた提供体制を確保します。

【基本目標1】子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～

子どもは愛され慈しみ育まれるべき存在であり、その個性と可能性を伸ばし、一人の人間として尊厳を保ちながら育っていくことが重要です。また、次代の担い手として、成長にあわせて心身の健康を育むとともに、学びや遊び、さまざまな体験やふれあいにより、豊かな心と自立する力を育むことが必要です。

子どもの幸せを第一に考え、子どもが最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

【基本目標2】親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～

子どもを産みたい人が産みやすいよう、また、親が子育てに魅力や喜び、楽しみを感じられるようにするためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりが大切です。

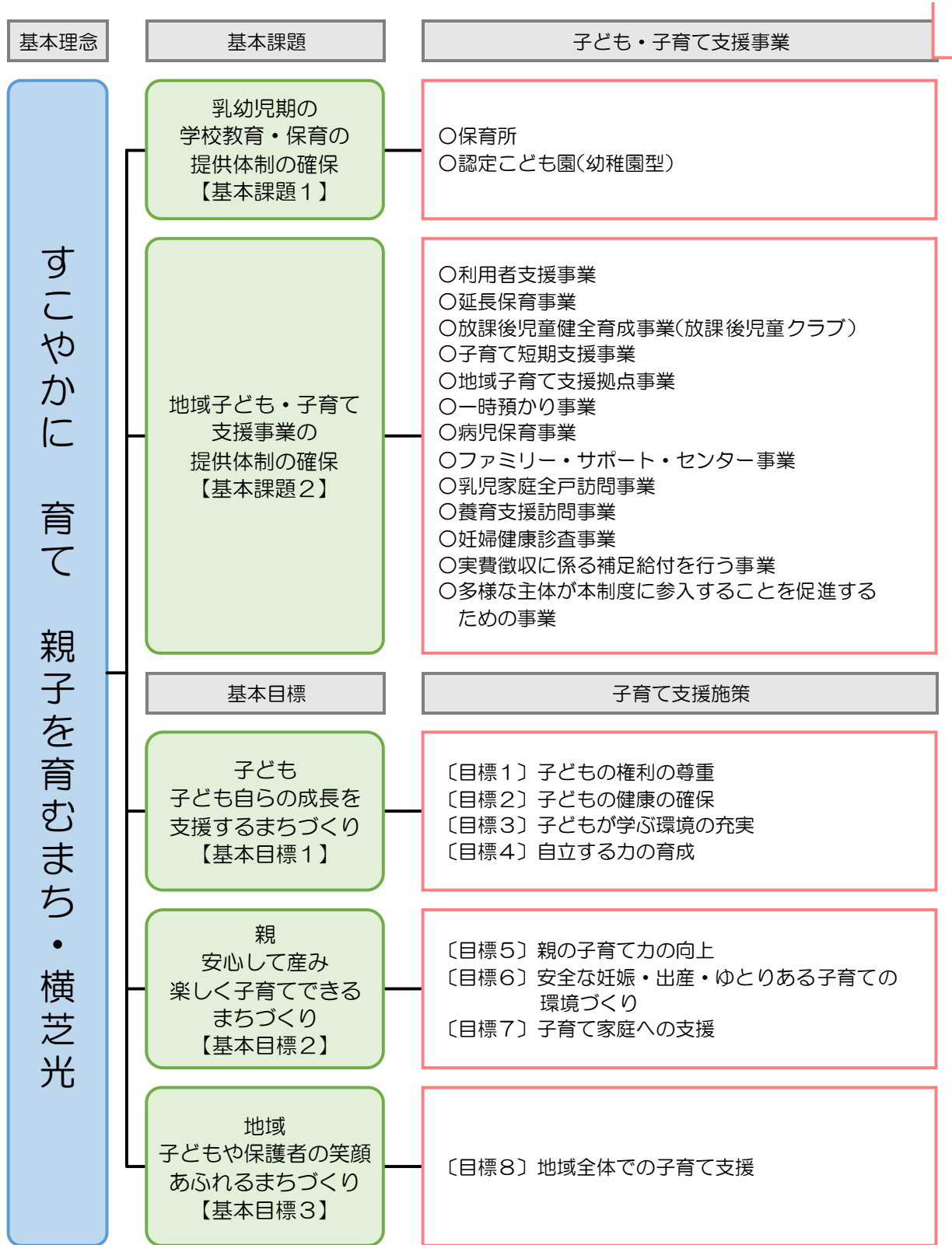
すべての子どもと子育て家庭が孤立することのないよう、安全な妊娠・出産のための体制づくり、親子の健康の確保、子育て不安の解消を図るとともに、男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくりを進めます。

【基本目標3】地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～

子どもは地域の宝であるという認識のもと、子どもの成長を地域の人々が温かなまなざしで見守る社会をめざすことが大切です。

地域とともに活動するなど、子どもと接する機会を増やすことで、子どもと子育て家庭を地域全体で支える取組を進めます。

3 施策体系



第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援法等に基づく新制度の給付・事業は、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた施設型給付費と、小規模保育所等を通じた地域型保育給付費からなる「子どものための教育・保育給付」、未移行の幼稚園や特別支援学校を通じた施設等利用費からなる「子育てのための施設等利用給付」、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」、国が主体となって実施する「仕事・子育て両立支援事業」（平成28年に創設）により構成されます。

この制度のもと、地域の保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園、保育所などの計画的な基盤設備や子育て支援事業の実施に主体的に取り組めます。

■子ども・子育て支援新制度の全体像



2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」（子ども・子育て支援法第61条第2項）です。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針によると、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本町では、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況等を総合的に勘案して、町全域を1つの提供区域とします。

■横芝光町の教育・保育提供区域

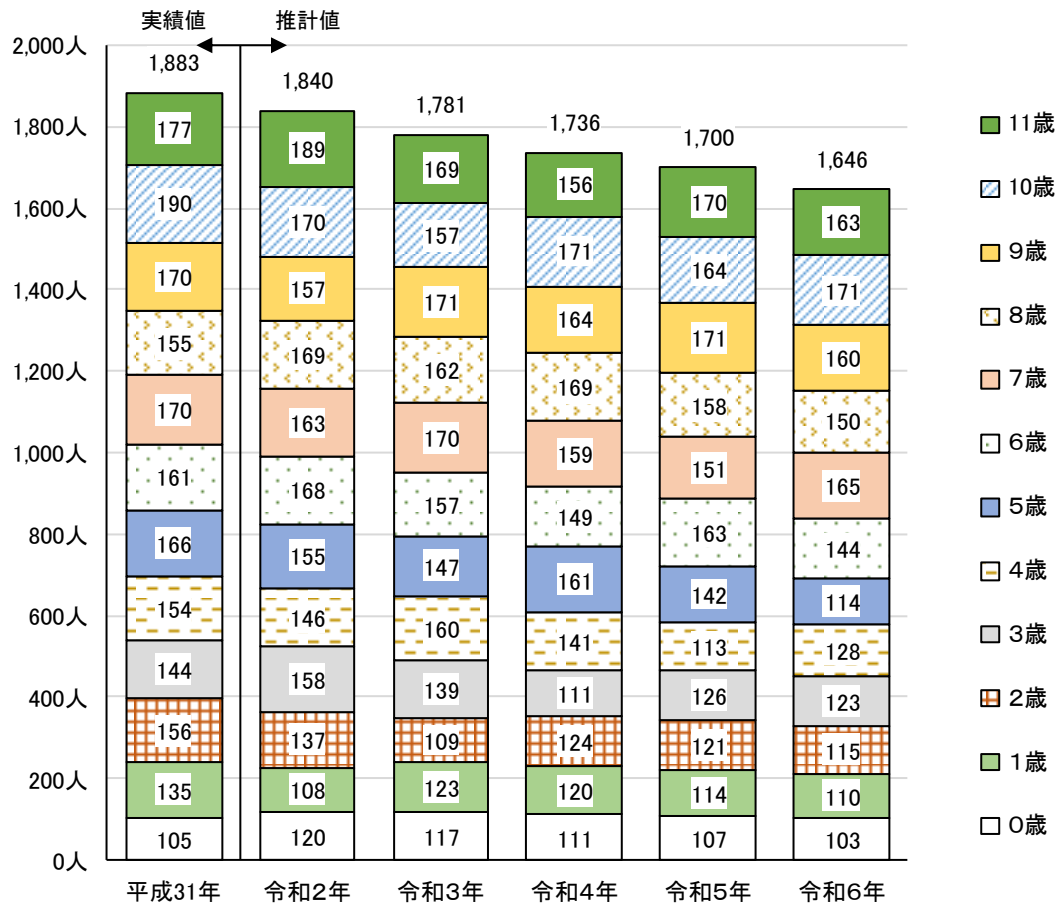
教育・保育	区域設定
1号認定:満3歳以上／保育の必要性なし(教育標準時間認定こども)	町全域 (1区域)
2号認定:満3歳以上／保育の必要性あり(満3歳以上の保育認定こども)	
3号認定:満3歳未満／保育の必要性あり(満3歳未満の保育認定こども)	
地域子ども・子育て支援事業	区域設定
利用者支援事業	町全域 (1区域)
延長保育事業	
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	
子育て短期支援事業	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり事業	
病児保育事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
妊婦健康診査事業	

3 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、平成27年から平成31年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法^{※7}により、計画の最終年度である令和6年までの推計を行いました。

12歳未満の児童数は年々減少し、令和6年には1,700人を下回り、平成31年から237人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



※7 コーホート変化率法：コーホートとは、同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す言葉で、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 乳幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保【基本課題1】

町内では平成31年4月1日現在、幼稚園型認定こども園2か所、認可保育所8か所で事業を実施しています。

第1期計画期間は、幼稚園の認定こども園化や施設間の連携強化等により、一体的な教育・保育の提供体制を整備し、待機児童ゼロを実現しています。

近年、幼稚園部分（1号認定）の利用率は減少傾向にありますが、低年齢の保育ニーズの高まりにより、0～2歳の保育部分（3号認定）の利用率が年々増加している状況です。

■第1期計画の実績

		平成27年度（1年目）			平成28年度（2年目）			平成29年度（3年目）		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①児童数（人）		485	485	454	469	469	447	495	495	452
②利用者数（人）		112	354	188	117	343	205	130	353	207
確保方策 （利用定員） （人）	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	210	517	238	210	528	257	210	528	257
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	③合計	210	517	238	210	528	257	210	528	257
③－②差（人）		98	163	50	93	185	52	80	175	50
②/①利用率（％）		23.1	73.0	41.4	24.9	73.1	45.9	26.3	71.3	45.8

		平成30年度（4年目）			令和元年度（5年目）		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①児童数（人）		477	477	431	464	464	396
②利用者数（人）		112	355	212	91	359	210
確保方策 （利用定員） （人）	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	185	553	257	144	568	268
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設等	—	—	—	—	—	—
	③合計	185	553	257	144	568	268
③－②差（人）		73	198	45	53	209	58
②/①利用率（％）		23.5	74.4	49.2	19.6	77.4	53.0

■第2期計画の見込み

		令和2年度（1年目）			令和3年度（2年目）			令和4年度（3年目）		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①推計児童数（人）		459	459	365	446	446	349	413	413	355
②量の見込み（人）		66	366	207	64	354	198	60	328	203
確保方策 (利用定員) (人)	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	120	592	268	120	592	268	120	592	268
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	③合計	120	592	268	120	592	268	120	592	268
③ - ② 差（人）		54	226	61	56	238	70	60	264	65
②/①利用率（%）		14.4	79.7	56.7	14.3	79.4	56.7	14.5	79.4	57.2

		令和5年度（4年目）			令和6年度（5年目）		
		3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)	3-5歳 学校教育 のみ (1号認定)	3-5歳 保育の 必要あり (2号認定)	0-2歳 保育の 必要あり (3号認定)
①推計児童数（人）		381	381	342	365	365	328
②量の見込み（人）		54	303	196	52	290	187
確保方策 (利用定員) (人)	認定こども園、幼稚園、 保育所（教育・保育施設）	120	592	268	120	592	268
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
	認可外保育施設等	—	—	—	—	—	—
	③合計	120	592	268	120	592	268
③ - ② 差（人）		66	289	72	68	302	81
②/①利用率（%）		14.2	79.5	57.3	14.2	79.5	57.0

【確保方策及び今後の方向性】

- 児童数の減少に伴い、量の見込みも年々減少することが見込まれます。
- 今後は、現在の体制を維持し、各年度の量の見込みを踏まえた事業量を確保します。
- 近隣市町村児童の広域利用分は一定程度存在することが想定されますが、上記の量の見込み及び確保方策には含まれていません。

5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保【基本課題2】

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、未実施となっていますが、健康づくりセンター「プラム」において保護者への相談支援等を行っています。

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型(か所)	0	0	0	0	0
母子保健型(か所)	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

○令和2年度から子育て包括支援センターを立ち上げるとともに、母子保健型として事業を実施し、相談専用の場所を設けるなど、より相談しやすい環境を整備します。

■事業概要

○基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施します。

○特定型

主に市町村の窓口において、待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

○母子保健型

主に市町村の保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師^{※8}等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。

※8 保健師：厚生大臣の免許を受けて保健師の名称を使用し保健指導に当たる者（保健師助産師看護師法の第3条）。学校や保健所等で集団検診や健康相談を行ったりする仕事の有資格者を指す。

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本町では、町内4か所の保育所において、事業を実施しています。

■ 第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	86	86	83	78	76
確保方策（か所）	4	4	4	4	4

■ 第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	70	68	65	61	58
確保方策（か所）	5	5	5	5	5

【確保方策及び今後の方向性】

○引き続き、4か所の保育所等において事業の実施体制の確保を図るとともに、令和2年度新たに1か所事業を開始し、利用ニーズへの対応と必要な事業量の確保に努めます。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、平成27年度に2か所（定員40人×2）整備を実施し、現在町内計5か所において、保護者が昼間家庭にいない等の小学校児童を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

なお、第1期計画の利用実績は定期利用の児童と長期休暇期間のみの児童を合計したものであり、1日あたりの利用児童は定員の範囲内となっています。

■第1期計画の実績

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（人）	1年生	98	82	78	104	81
	2年生	83	93	74	74	95
	3年生	73	68	78	69	58
	4年生	0	51	37	33	36
	5年生	0	0	1	0	1
	6年生	0	0	0	0	0
	合計①	254	294	268	280	271
確保方策②（人）		189	250	250	250	250
差②－①（人）		▲65	▲44	▲18	▲30	▲21
確保方策（か所）		4	5	5	5	5

■第2期計画の見込量と確保方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込量（人）	1年生	61	56	53	58	51
	2年生	58	61	57	55	58
	3年生	61	58	61	56	53
	4年生	27	29	28	29	27
	5年生	23	20	23	21	23
	6年生	24	20	20	22	20
	合計①	254	244	242	241	232
確保方策②（人）		250	250	250	250	250
差②－①（人）		▲4	6	8	9	18
確保方策（か所）		5	5	5	5	5

【確保方策及び今後の方向性】

- 児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き5か所のクラブの運営を継続し、必要な事業量の確保を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの推進にあたって、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施を図るため、事業の周知や情報提供等を行うほか、地域の実情に応じて、町の関係各課が連携して取り組むよう努めます。
- 障害のある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもの受け入れについては、関係機関等と連携を図りながら、子どもや保護者が安心して過ごせるよう配慮します。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】
○引き続き、広域的な対応も含めて検討します。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、1か所の拠点を設置し、平日に専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

■ 第1期計画の実績 (令和元年度は見込値)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績 (延回数 ^{※9})	3,466	3,508	2,660	1,867	1,767
実施か所 (か所)	1	1	1	1	1

■ 第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (延回数)	882	847	861	829	793
実施か所 (か所)	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】
○調査結果から得られた利用ニーズによると、通常 (平日) の保育ニーズの高まりなどにより、量の見込みは、第1期計画の利用実績より低い水準となることを見込まれます。
○1か所の拠点での事業を継続するとともに、より利用しやすい提供体制の充実と質の向上に努めます。

※9 延回数：事業を利用した家庭がそれぞれ年間で利用した回数の合計 (親子で利用した場合も1回とカウントする)。

(6) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かる事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施する事業です。

本町では、町内2か所の認定こども園において事業を実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（延日数 ^{※10} ）	24,005	24,139	26,377	20,783	17,710
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延日数）	13,249	12,848	12,045	10,840	10,439
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果から得られた利用ニーズによると、通常（平日）の保育ニーズの高まりなどにより、量の見込みは、第1期計画の利用実績より低い水準となることが見込まれます。
- 引き続き、2か所の認定こども園において事業の実施体制の確保を図ります。

※10 延日数：事業を利用した子どもがそれぞれ年間で利用した日数の合計。

②一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育所、幼稚園、認定こども園に通っていない乳児又は幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では、月12日を利用限度とし、町内1か所の保育所（子育て支援センター※11）で実施しています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（延日数）	1,472	1,275	1,218	914	950
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延日数）	1,485	1,431	1,388	1,305	1,252
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

- 調査結果から得られた利用ニーズによると、量の見込みは、第1期計画の実績よりやや高い水準となることを見込まれます。
- 引き続き、1か所の保育所（子育て支援センター）において事業の実施体制の確保を図ります。



※11 子育て支援センター：地域における子育て支援や交流の拠点。育児相談、子育て支援情報の提供、育児ボランティアの育成、子育てサークルなどへの支援、関係機関との調整、子育て講演会の開催などを行う。

(7) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や、突然の発熱等で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では、体調不良児対応型病児保育事業を実施していましたが、平成29年度途中から実施体制の確保が困難になったことから休止となっています。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用実績（延日数）	55	480	120	0	0
確保方策（か所）	1	1	1	0	0

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延日数）	1,028	994	959	903	866
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

【確保方策及び今後の方向性】

○事業の実施に向けて、実施体制の確保に努めます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○適宜、事業の実施に向けて検討します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、発育・栄養・育児・生活環境等の相談や、子育て支援に関する情報提供、養育環境等の把握を行う事業です。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問実績（人）	122	121	110	81	110

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	120	117	111	107	103

【確保方策及び今後の方向性】

○町内の対象家庭すべての訪問を想定し、推計児童数から事業量を見込んでいます。

(10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町において、事業は未実施となっています。

【確保方策及び今後の方向性】

○社会情勢の変化や子ども・子育て家庭の現状等の把握に努めるとともに、適宜事業の実施について検討します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■第1期計画の実績（令和元年度は見込値）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受診実績（人）	233	203	184	127	130

■第2期計画の見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	120	117	111	107	103

【確保方策及び今後の方向性】

○本計画期間における推計児童数から事業量を見込んでいます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○必要に応じて事業の実施について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策及び今後の方向性】

○本町では社会福祉法人等を含む多様な主体による事業展開を図っており、必要に応じて事業の実施について検討します。

6 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

認定こども園は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、学校教育、保育、子育て支援を総合的に提供することができるとともに、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

本町では、第1期計画期間中に、幼稚園型認定こども園を2か所開所しました。

子育て世代における保護者の新たな保育ニーズに対応した保育環境・サービスを展開する「認定こども園」の運営を通して、子育て世代の定住促進や地域力の向上につながるまちづくりを目指します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

子どもの最善の利益を第一に考え、就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保連携に関する研修や、視察等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

また、関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

認定こども園、保育所の教諭や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、就学前から小学校への円滑な接続を目指し、保育所・認定こども園・小学校が連携し、小学校への体験入学や幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むよう、連携を進めます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度未移行幼稚園の保育料、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

給付の実施にあたっては、幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じて保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

第5章 子育て支援施策の展開

1 子ども～子ども自らの成長を支援するまちづくり～【基本目標1】

(1) 子どもの権利の尊重〔目標1〕

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元年に国連で採択され、平成6年にわが国で批准されたもので、この条約には、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの4つの権利を守ることが定められています。

しかし、近年、児童虐待の増加が社会問題となっており、子どもの権利が守られず、保護を必要とする児童は増えている状況です。

本町では、これまで、児童虐待^{※12}の予防や早期発見とその対応のため、育児不安^{※13}を抱える保護者などへの相談体制を整えるとともに、関係機関との連携を進めてきました。今後は、虐待だけでなく育児困難家庭や支援を必要とする子どもへの対応を図るため、連携体制を強化する必要があります。

発達の支援が必要な子どもについては、平成17年に施行された「発達障害者支援法」を受けて、乳幼児期からその子に合った指導を行えるよう、早期発見と療育^{※14}体制の整備を図ってきましたが、発達相談の対象者が増え、その対応が課題となっています。

ひとり親家庭については、自立に向けた生活全般に関する相談対応、生活の安定のための経済的支援を行っており、今後も引き続き支援していくことが必要です。

今後は、子どもの権利について周知・啓発を進めるとともに、支援を必要とする子どもや家庭に対しては、適切に対応していくことが重要です。

①人権意識の啓発（施策1）

事業No.1	「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念について、住民に対する啓発を行います。 ○子どもたちと直接かかわる関係職員に一層の理解を促し、社会全体で子どもの権利擁護を推進します。
具体的取組	◇保育に携わる職員の子どもの権利に関する理解の促進

※12 児童虐待：児童に対して、身体的虐待（殴る・蹴るなど）、性的虐待（子どもへの性的行為など）、ネグレクト（家に閉じ込める・食事を与えないなど）、心理的虐待（言葉による脅し・無視など）を加えること。

※13 育児不安：親が子の育児に際して感じる不安（ストレス）などの総称。子どもへの否定的な感情といった心理的な情緒・感情の変化から、衝動的な攻撃を伴うものまで、かなりの幅がある。

※14 療育：障害児が医療的配慮のもとで育成されること。

②児童虐待防止（施策2）

事業No.2	家庭訪問事業
担 当	健康こども課
事業概要	<p>○虐待の可能性など家庭での様子を把握するため、乳幼児健康診査未受診者、経過観察児を対象に、保健師が家庭を訪問し、相談・指導を行います。</p> <p>○児童虐待の早期発見、早期対応のため、身近な場所における継続的な支援を行います。</p> <p>○子育て世代包括支援センター等において、切れ目ない子育て支援を行い、児童虐待の予防に努めます。</p> <p>○児童相談所等の関係機関との連携を強化します。</p>
具体的取組	<p>◇家庭訪問による健診未受診者の全数把握</p> <p>◇子どもの権利擁護</p> <p>◇虐待の発生予防、早期発見、早期対応</p>



③障害のある子どもへの支援（施策3）

事業No.3	5歳児健診・子育て相談（発達相談）・言葉の教室：（早期発見、早期療育）
担 当	健康こども課、福祉課
事業概要	<p>○発達面で経過観察が必要な子ども等を対象に、臨床発達心理士※15等による発達相談を実施します。</p> <p>○気軽に相談できる場とし、専門的な支援が必要な場合は、関係機関につないでいきます。発達に遅れがみられる乳幼児を対象に、ことばの教室で、遊びを通してその乳幼児に合った指導を行い、発達を促します。</p> <p>○乳幼児の各種健診を通して、病気や発達・発育の問題の早期発見を行い、早期支援につなげます。</p> <p>○身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に、健全な言語、社会性の発達を支援します。</p> <p>○妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、産後ケア、乳幼児健診、新生児聴覚検査、新生児訪問、予防接種等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等を充実します。</p> <p>○妊娠届時に新生児聴覚検査のパンフレットを配付することで妊娠中から早期に情報提供を行います。</p>
具体的取組	<p>◇子育て相談（発達相談）：実施を継続（年17回）</p> <p>◇ことばの教室：実施を継続（年144回）</p> <p>◇5歳児健康診査及び事後指導（幼稚園・保育所の巡回相談）：実施を継続（10か所年20回）</p> <p>◇軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入費の一部を助成</p> <p>◇妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた母子保健の充実</p> <p>◇妊娠届出時にパンフレットの交付</p>

※15 臨床発達心理士：主に発達心理学をベースとしており、主に幼児期を中心とした発達障害に関するエキスパート資格。

事業No.4	情報の提供・交流
担 当	福祉課、健康こども課
事業概要	○療育に関する各種支援制度や相談機関等に関する情報提供の充実に努めます。 ○障害児を育てる親同士が気軽に相談でき、育児不安の軽減が図られるよう、交流スペースの整備を推進します。
具体的取組	◇ひまわりクラブ（療育教室） ◇乳児健診受診時、療育教室等にて相談支援ファイルやおそらを配付 ◇障害児をもつ親の会の実施 ◇療育ガイドブックの作製

事業No.5	療育体制の整備（システムづくり、療育相談）
担 当	福祉課
事業概要	○良好な療育環境づくりのため、行政、医療、保健、療育関係者及び障害児保護者の協働による「香取海匠地域療育システムづくり検討会」を中心に、療育のためのネットワークの機能強化を図ります。 ○療育に関する課題解決に取り組むため、療育相談事業の充実に努めます。 ○「山武圏域自立支援協議会」に設置されている障害児部会を通じ、障害のある児童に関する困難事例の検討、障害児支援に関する勉強会や課題の検討を行い、情報共有・情報交換を進めます。 ○医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築を図ります。
具体的取組	◇香取海匠地域療育システムづくり検討会参画 ◇療育支援コーディネーター※16配置 ◇山武圏域自立支援協議会障害児部会参画 ◇医療的ケア児への支援体制の構築

※16 療育コーディネーター：療育支援に関するケースをマネジメントし、行政から民間までの医療・福祉・教育等関連機関の連携をコーディネートする役割を担う人材として検討されており、資格としては、子どもと家族を支援するための障害児療育のあり方、医療・福祉・教育に関する制度、地域における社会資源等を熟知していることなどの一定の条件を備え、ソーシャルワークの業務を果たせることが求められている。

第5章 子育て支援施策の展開

事業No.6	障害児通所支援
担 当	福祉課、健康こども課
事業概要	○児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスとして、障害児の教育・保育施設への通所支援を行います。
具体的取組	◇児童発達支援 ◇放課後等デイサービス、放課後児童クラブによる障害児の受け入れ ◇計画相談支援等

事業No.7	障害児保育
担 当	健康こども課
事業概要	○通園と集団保育が可能な障害児に対して、保育所での受け入れ体制を確保することにより、障害児の成長発達を促すとともに、健常児との相互理解を促進します。
具体的取組	◇障害児の受け入れ促進

事業No.8	心身障害児就学指導
担 当	教育課、健康こども課
事業概要	○本人や保護者の意志の尊重を基本に、障害を持つ子と持たない子が、できる限り、ともに学べる教育を推進します。また、状況の変化に対応できる柔軟な心身障害児就学指導を継続します。
具体的取組	◇教育支援委員会の開催 ◇巡回相談時、支援状況を学校へ引き継ぐための就学児童に関する連絡会の開催

事業No.9	担当教員の研修と相談機能の充実
担 当	教育課
事業概要	○注意欠如／多動性障害（AD／HD）※17、学習障害（LD）※18、高機能自閉症※19などに対し、適切な教育対応が図られるよう、特別支援教育に関わる教職員の研修への派遣など、資質や専門性の向上に努めます。
具体的取組	◇特別支援教育コーディネーター連絡会議、特別支援学級担当者研修会での事例研修の拡充

事業No.10	障害児に対する助成
担 当	福祉課
事業概要	○障害の程度や所得要件などにより手当等を支給します。
具体的取組	◇障害児福祉手当 ◇特別児童扶養手当 ◇重度心身障害者（児）医療費助成

④ひとり親家庭への支援（施策4）

事業No.11	ひとり親家庭への医療費助成
担 当	健康こども課
事業概要	○制度に基づき、18歳以下の児童を養育しているひとり親家庭の父母及びその児童等を対象に、医療費等を助成します。
具体的取組	◇ひとり親家庭への医療費保険適用分の一部助成を継続

※17 注意欠如／多動性障害（AD／HD）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

※18 学習障害（LD）：基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されている、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

※19 高機能自閉症：3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

事業No.12	ひとり親家庭社会体育施設使用料の減免
担 当	社会文化課、健康こども課
事業概要	○平成17年度以来実施している、ひとり親家庭の社会体育施設使用料にかかる減免制度の周知を図り、利用の推進に努めます。
具体的取組	◇社会体育施設使用料等の減免

(2) 子どもの健康の確保〔目標2〕

朝食の欠食や不規則な食事、栄養バランスの偏った食事内容など、食習慣の乱れが生じており、子どもの肥満や思春期やせ症^{※20}など、健康面に問題が表れています。

加えて、家族そろって食事をする機会の減少による子どもの孤食の増加、親の食に関する知識の不足なども問題となっています。

本町では、認定こども園や保育所、学校等で、食生活や健康のための生活習慣について学ぶ機会や、親子で料理を楽しみ、食の大切さを感じる機会などを提供しており、今後も、こうした取組を継続することが必要です。

また、生涯にわたり健康でいるためには、幼少期からの心と体の健康づくりが大切であることから、今後も、家庭と認定こども園や保育所、学校等、関係機関が連携して、乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食育を推進するとともに、思春期のさまざまな悩みに対応する体制を充実していくことが必要です。

①食育の推進（施策5）

事業No.13	生活習慣についての指導
担 当	教育課、健康こども課
事業概要	○幼児期からの食育の推進と、小児生活習慣病 ^{※21} の予防に向けて、認定こども園・保育所・学校での各種教室の開催時に、食生活・健康のための生活習慣に関する指導を行います。
具体的取組	◇食育推進事業 ◇小児生活習慣病予防健診及び事後指導

※20 思春期やせ症：思春期の女性に多くみられる摂食障害の一つで、神経性食欲不振症、拒食症とも呼ばれる。学校での友達関係のトラブルや家庭や成績などの問題が要因とされている。

※21 小児生活習慣病：以前は成人病といわれていた肥満、高血圧、脂質異常症、心筋梗塞、糖尿病といった病気を子ども達が罹患した状態のものを指す。小児生活習慣病の一般的な概念は「成人になったときの状態を考慮しながら、小児期から治療や管理をしなければならない疾患」となっている。

事業No.14	おやこの食育教室
担 当	教育課、健康こども課
事業概要	○食育の推進と、小児生活習慣病の予防に向けて、小学生おやこの食育教室を開催します。
具体的取組	◇食育推進事業（おやこの食育教室とおやこクッキング）

事業No.15	小中学生ブラッシング指導
担 当	教育課、健康こども課
事業概要	○歯科衛生士の協力を得て、小中学校の学級活動において、ブラッシング指導を実施します。
具体的取組	◇歯科保健対策充実事業（歯科保健指導）

②思春期保健の推進（施策6）

事業No.16	性教育・生活習慣病予防の教育
担 当	教育課、健康こども課、社会文化課
事業概要	○思春期に自分、相手の命と心を大切にすること、正しい性知識を習得するため、助産師※22など専門的な講師を迎え「思春期教室」を開催します。また、養護教諭が中心となり教育相談・個別指導を行い、正しい認識を深めます。 ○早期からの生活習慣病予防に向けて、小学校4年・中学1年生及び要観察者に対して小児生活習慣病予防健診を実施し、必要に応じて保健師や管理栄養士が関係機関と連携し、事後指導を行います。
具体的取組	◇小児生活習慣病予防健診及び事後指導 ◇中学校で年1回性教育の実施 ◇小学校では養護教諭が指導マニュアルに基づき性教育を実施

※22 助産師：厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦、もしくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子。助産師は、助産師国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けなくてはならない。

事業No.17	薬物乱用防止等の教育
担 当	教育課、健康こども課
事業概要	○小中学校において、喫煙・飲酒等を含めた「薬物乱用防止教室」などを実施し、児童・生徒に対し指導します。
具体的取組	◇小学校で喫煙防止教育を実施

事業No.18	児童・生徒の心の悩みに関する相談・支援体制の充実
担 当	教育課
事業概要	○小中学校に、スクールカウンセラー※23、心の教室相談員を配置し、いじめや不登校等、児童・生徒の相談に対応します。 ○思春期の心のケアについて、事例研究やケース会議を行い、担当者の資質・能力の向上を図るとともに、関係機関と連携した相談活動を推進します。 ○民生委員児童委員、教育センター等関係機関と連携して、不登校児童への支援体制の充実を図ります。 ○学校でのアンケートや教育相談を活用し、家庭の問題の早期発見・早期解決に努めます。
具体的取組	◇スクールカウンセラー（中学校2校及び小学校2校）、心の教室相談員（町内2校）の配置を継続 ◇思春期の心のケアに関する相談窓口を継続 ◇長期欠席児童生徒及び生徒指導対策委員会の開催を継続（年3回） ◇定期的なアンケートの実施を継続 ◇教育相談週間の設定

※23 スクールカウンセラー：学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの専門家。いじめや不登校などの対応にあたって、児童生徒へのカウンセリングをはじめ、教職員や保護者への指導・助言、カウンセリング等に関する情報収集・提供などを行う。

(3) 子どもが学ぶ環境の充実〔目標3〕

本町では、児童・生徒一人ひとりがその特性を活かして自立していけるように、子どもたちの確かな学力の定着を図るとともに、道徳教育や文化活動を通じた豊かな心の育成を図っています。

また、子ども一人ひとりの特性や状態に応じたきめ細かな指導に向けて、教職員の研修や学校支援ボランティアの拡充に取り組んでいます。

今後は、こうした取組を継続しながら、信頼される学校づくりに向けて、保護者や地域と連携した学校評価の実施や、運営の更なる向上が重要です。

①学校教育の充実（施策7）

事業No.19	学力の向上
担 当	教育課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○授業時数の確保、指導内容や方法の改善を進め、確かな学力の定着を図ります。 ○少人数指導やチーム・ティーチングにより、子ども一人ひとりの特性や状態に応じたきめ細かな指導を推進します。 ○小学校からの英語学習を充実させ、学力の向上と国際的な視野を持った人材の育成を図ります。 ○学校・家庭・地域が連携した指導の充実を図ります。また、小中学校がともに課題意識を持って連携した指導を充実させていきます。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇教職員研修の充実 ◇学力向上推進校の指定

事業No.20	豊かな心の育成
担 当	社会文化課、教育課
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳科の時間や学校生活のさまざまな場面における教員等の児童・生徒への適切な対応により、子どもたちの豊かな心の育成を図ります。 ○子どもたちが、郷土の歴史や郷土が輩出した人材等について学習する機会の充実を図ります。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ◇ピアサポート※24授業の実施 ◇豊かな心育む教育・文化のかおるまちづくり

※24 ピアサポート：ピアとは仲間や職場の同僚を意味する言葉で、サポートとは支援することを意味しており、専門家によるサポートとは違い、仲間としてよりよくサポートする“仲間力”に基づき、児童同士が仲間として課題解決の活動をとることを促す授業。

事業No.21	情報モラル教育の実施
担 当	教育課
事業概要	○情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てること、情報社会で安全に生活するための危険回避の方法の理解促進、セキュリティーの知識・技術等を習得することを目的に、小中学校において情報モラル教育を指導します。
具体的取組	◇各小中学校へ通知

事業No.22	学校評価の取組
担 当	教育課
事業概要	○ミニ集会や授業公開の促進など、開かれた学校づくりを推進するとともに、学校評価の実施と公表を進め、家庭・地域と連携して質の高い教育を保證することで、信頼される学校づくりに努めます。
具体的取組	◇学校関係者評価および第三者評価を含めた学校評価の実施

事業No.23	学校施設・環境の充実
担 当	教育課
事業概要	○学校施設の耐震化を促進し、安全で快適な教育環境の整備を図ります。
具体的取組	◇学校施設の耐震化 非構造部材（外・内装材・照明器具・本棚等）の耐震化

（４）自立する力の育成〔目標４〕

少子化の進行等により、子どもたちが集団で遊ぶことが少なくなり、子どもが社会性を身につける機会や年齢や世代を超えた交流の機会が減少していることが問題となっています。

本町は、都市部に比べて地域の人と人とのつながりが根強く残っているものの、子どもと地域の大人との関わりは必ずしも強いとはいえない状況です。

今後は、子どもの社会性を育むため、地域におけるさまざまなスポーツ・文化活動等を通して、子ども同士や地域との交流を深めるとともに、子どもたちが将来のことについて考える多様な機会を充実していくことが重要です。

①生涯学習の充実（施策8）

事業No.24	子どもたちの活動の場の確保
担 当	社会文化課
事業概要	○子どもたちがさまざまな体験をできるよう、各種団体と連携し、子どもが週末に活動する場を拡充します。
具体的取組	◇スポーツ大会（子ども会との連携）、つどい大会（青少年相談員との連携）、スキー&スノーボード教室（子ども会・青少年相談員との連携）の継続 ◇事業を通じた地域住民との交流の推進

②次代の親の育成（施策9）

事業No.25	意識の啓発
担 当	教育課
事業概要	○家庭の中で、男女が協力して家庭を築くことの重要性、子どもを産み育てることの意義についての広報・啓発を充実します。 ○学校においては、一人ひとりの個性を大切にする意識を育むために、男女平等の意識づくり、個性や能力を尊重する意識を高めます。
具体的取組	◇教育関係者の意識啓発と研修の実施を継続 ◇児童生徒の個性に応じた生活・進路指導の継続

事業No.26	乳幼児とのふれあい体験
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センター・保育所・認定こども園と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、中高生が乳幼児とふれあう機会の創出に努めます。 ○健康まつりにおいて高校生と乳幼児とのふれあいの場を設けます。
具体的取組	◇高校生ボランティアが健康まつりで幼児とふれあう機会を設ける ◇中学校の思春期教育でふれあい体験の実施

事業No.27	職業体験機会の充実
担 当	教育課
事業概要	<p>○在学中から職業意識を啓発するため、地域の各事業所に協力を依頼し、小中学生の職業体験の機会を充実します。</p> <p>○働くことや専門的知識・技能習得の意義について理解を深めるため、キャリア教育※25を推進します。</p>
具体的取組	◇職業体験の受け入れ事業所の充実



※25 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。児童生徒それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育を指す。

2 親～安心して産み、楽しく子育てできるまちづくり～【基本目標2】

(1) 親の子育て力の向上〔目標5〕

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促す上で、重要な役割を担うものです。

しかし、家庭教育に対する親の意識が変化していること、学習機会があっても仕事などで参加できないこと、親せきや地域からの支援が受けにくくなっていることなどにより、家庭教育力の低下が指摘されています。

本町では、こうした保護者の子育て不安を解消し、家庭での教育を支援するため、妊婦やその家族などを対象に、妊娠・出産・育児に関する情報や子育ての仲間づくりの機会を提供するとともに、母親の育児負担を軽減するため、父親の育児参加の促進を図っています。

また、保育所・学校等で家庭教育学級を開催し、子育てに関する学習・相談機会の充実や啓発活動に取り組んでいます。

さらに、地域全体で家庭教育を支援していくため、各種母子保健事業^{※26}の実施にあたり、保健推進員^{※27}や子育て経験のあるボランティアなど、地域人材の協力を得る体制を整備しています。

今後は、こうした活動をさらに充実し、家族が協力して子育てを担いあうことの重要性を啓発するとともに、家庭と地域が連携して、家庭教育力の向上に取り組むことが必要です。

①家庭の役割への理解（施策10）

事業No.28	子育て意識の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○産後の子育て仲間との交流の継続を図ります。
具体的取組	◇子育て教室の実施

事業No.29	固定的な役割分担意識の改革
担 当	健康こども課
事業概要	○家族が協力して家庭生活を営んでいくことの重要性について意識啓発するため、妊娠届出時に、父子手帳の交付、子育てに関するパンフレットの配付などを行います。
具体的取組	◇母子健康手帳交付時に父子手帳の交付

※26 母子保健事業：妊産婦や乳幼児に対して疾病の予防や障害の早期発見、早期治療を目的に、市町村が行う各種健康診査や保健指導、相談等の事業。

※27 保健推進員：赤ちゃんからお年寄りまでが健康で明るく生活することを目的に、地域ぐるみで健康づくりを推進する人。

第5章 子育て支援施策の展開

事業No.30	子育て教室（さくらんぼクラブ）
担 当	健康こども課
事業概要	○健康づくりセンターと子育て支援センターとの共同により、子育てに関する講座などを開催し、保護者の育児不安を解消する場、子育て仲間を作る場とします。
具体的取組	◇子育て教室の実施

事業No.31	家庭教育力の向上
担 当	社会文化課
事業概要	○保育所・小中学校で、家庭教育に関する講演会・親子活動・研修等を計画的に行い、家庭における教育力の向上を図ります。
具体的取組	◇家庭教育学級、幼小中合同教育講演会の実施を継続

事業No.32	地域の人材の活用
担 当	健康こども課
事業概要	○各種健診、さくらんぼクラブ等の母子保健事業の実施にあたり、地域住民の技術や知恵を活用していきます。
具体的取組	◇母子保健事業への子育て経験のあるボランティアの参加

(2) 安全な妊娠・出産・ゆとりある子育ての環境づくり〔目標6〕

妊娠中や乳幼児期の子育ては、精神的・身体的に不安定に陥りやすく、育児不安を抱える保護者が多くみられます。また、妊娠届出時、夫と姓が違う、母子家庭等の家庭事情のある方が約2割の方にみられており、妊娠期から切れ目ない子育て支援が重要です。

そこで、産前産後の支援として、本町では、妊娠・出産・育児に関する学習機会や情報の提供、保健師等の専門職員による妊産婦や新生児への訪問などを行い、疾病や障害等の早期発見、適切な指導と継続的な支援を図り、母子の健康の確保についての事業を行ってきました。

また、子どもは成長の過程で、さまざまな病気を患うとともに、突発的な事故などによりけがを負うこともあり、保護者アンケートでも、安心して受診できる医療体制の整備が望まれています。

安心して子どもを育てるためには、こうした日常的あるいは突発的な病気やけがに対応できるよう、小児医療体制を整備することが重要で、本町においては、休日・夜間の医療体制を整えるとともに、近隣の病院などと連携した医療体制の構築をめざしています。

今後は、子どもや妊産婦の健康を確保し、安心・安全に出産や子育てのできる環境を充実させていく必要があります。

①安心して妊娠・出産ができる取組（施策11）

事業No.33	母子健康手帳の交付
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て世代包括支援センターにて保健師が母子健康手帳を交付するとともに、個々の悩みや心配ごとへの相談対応、保健指導を行い、個々に応じた支援プランを作成し、切れ目のない支援を行います。特に、特定妊婦・ハイリスク妊婦等、支援の必要と思われる家庭などを早期に把握し、確実に支援していきます。 ○妊娠届出時に喫煙状況を問診し、正しい知識の啓発と指導に努めます。
具体的取組	◇母子手帳交付時に保健師による面接を実施

事業No.34	母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進
担 当	健康こども課
事業概要	○働く妊婦に対し、母子手帳に掲載している「母性健康管理指導事項連絡カード」について、リーフレット等により説明し、相談対応、利用促進を図ります。
具体的取組	◇リーフレットの配付

事業No.35	相談（定期健康相談、面接・電話相談）
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠中の不快症状や気になること、乳幼児の身長、体重測定、育児についての相談など、住民が気軽に利用できる相談の場を充実します。 ○保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による面接や電話相談を、随時健康づくりセンターで実施します。
具体的取組	◇健康相談事業の実施

事業No.36	産前産後サポート事業の実施
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、子育て経験者や専門職等が、不安や悩みを傾聴し、相談支援を行います。
具体的取組	◇妊娠期・産後4か月までの妊婦産婦を対象とした集団型の教室を実施

事業No.37	産後ケア事業の実施
担 当	健康こども課
事業概要	○病院、助産所又は、産婦の自宅において、助産師等の看護職が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援します。
具体的取組	◇産後ケア宿泊型、訪問型の実施

②母子の健康支援（施策12）

事業No.38	乳幼児健康診査
担 当	健康こども課
事業概要	○乳児から就学前までの児を対象に健康づくりセンターで集団健診・相談を行い、今後も支援が必要な場合は、事後指導につなげます。
具体的取組	◇対象者に個別通知で受診を奨励し、疾病・異常の早期発見と、各種相談等事後指導につなげて継続した支援を実施。 ○育児疲れチェック等、アンケート結果から育児不安の高い方へ支援を実施。 《乳児期》乳児健診（4～5か月） 《幼児期》よい歯ぴかぴかキッズ（1歳2か月児相談）、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児健診

事業No.39	予防接種
担 当	健康こども課
事業概要	○子どもが感染する恐れのある疾病の発生を予防するため、法に基づき各種予防接種の助成を行います。
具体的取組	◇定期予防接種の助成 ◇定期予防接種の勧奨

事業No.40	乳幼児突然死症候群（SIDS）※28予防の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○妊娠届出時や乳幼児健診の場を利用して、リーフレットの配布やポスターの掲示等により、「仰向け寝の推進」「母乳栄養の推進」「家族の禁煙」等の知識を普及し、SIDSの危険性の低下を目指します。
具体的取組	◇リーフレットの配布

事業No.41	子どもの事故防止の啓発
担 当	健康こども課
事業概要	○乳幼児健診の機会等を利用して、パンフレットの配布等により、家庭での事故防止について知識の普及を図ります。
具体的取組	◇さくらんぼクラブで救急法講習会の実施 ◇乳幼児健診にてリーフレット配布

事業No.42	歯磨き教室
担 当	健康こども課
事業概要	○パパママ教室やなかよし広場等を利用して、妊娠中・乳幼児期から口腔保健についての啓発、う歯予防に取り組むため歯磨き教室や歯科保健指導を行います。
具体的取組	◇歯科保健事業（よい歯のコンクール、歯磨き教室等）の実施

※28 SIDS：「Sudden Infant Death Syndrome」の略称。それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況が病理解剖（剖検）によってもその原因がわからない、乳幼児に突然の死をもたらした症候群と定義されている。多くは睡眠中に起こり、日本では、約2,000人に1人の割合で起こるといわれており、中でも1歳未満の赤ちゃんに多くみられる。

(3) 子育て家庭への支援〔目標7〕

就労形態の多様化や働く女性の増加により、少子高齢化の中でも、乳幼児期における教育・保育サービスの需要は高まっています。

しかし、出産後の職場復帰や、新たに就職する場合は、保護者の生活スタイルと希望する保育サービスが一致せず、利用できない場合があります。

今後は、【基本課題1】及び【基本課題2】で示しているように、多様なニーズに対応する教育・保育サービスを充実させていくとともに、すべての子育て家庭に、わかりやすく子育て情報の提供を行い、子育ての悩みなどを相談しやすい体制を整備していくことが必要です。

①情報提供・相談体制の充実（施策13）

事業No.43	子育てガイドブック
担 当	健康こども課
事業概要	○子育てガイドブックにより、妊娠届出から就学前まで、一貫したサービスの情報提供を行います。
具体的取組	◇子育てガイドの作成 ◇母子健康手帳交付時及び転入者に配付

事業No.44	関係機関の連携（園長会議）
担 当	健康こども課
事業概要	○認定こども園・保育所との関係者会議（ケース連絡）を実施し、情報交換を行います。
具体的取組	◇月1回の開催

事業No.45	ミニ集会
担 当	社会文化課
事業概要	○子どもの健全育成を目的に、各学校及び中学校区で、地域住民やPTAなどが集まり、各学校の現況や学校評価の結果等を確認し合い、課題解決に向けた情報交換を行うミニ集会を定期的に関催します。
具体的取組	◇学校・家庭・地域の連携を推進

事業No.46	電話育児相談（たんぽぽテレホン）
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターにおいて、電話による育児の悩み等に保育士が対応します。
具体的取組	◇子育て支援センターで実施、保育士による相談（平日午前9時～午後4時）

事業No.47	相談・手続きの体制づくり
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターを拠点として、各種相談に対応します。 ○保護者と接する機会の多い保育所や認定こども園などが、身近な相談窓口となり、随時対応していきます。 ○各種相談・手続などについて、各担当窓口が円滑に対応するとともに、新たな制度についても、関係課内で周知し適切に対応していきます。 ○子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。
具体的取組	◇各種相談の住民への周知、各機関の連携を継続 ◇各課での対応の円滑化 ◇子育て世代包括支援センターの設置

②交流の場づくり（施策14）

事業No.48	体験保育
担 当	健康こども課
事業概要	○1歳児、2歳児の未就園児とその親を対象に、隣接する光町保育所の同年齢のクラスと一緒に遊び、給食を食べて過ごす「体験保育」を実施します。
具体的取組	◇子育て支援センターで実施

事業No.49	なかよし広場
担 当	健康こども課
事業概要	○子育て支援センターにおいて、1歳児、2歳児の未就園児を対象に、遊びを通して、親子の交流を図ります。
具体的取組	◇子育て支援センターで実施

事業No.50	サークル活動の支援
担 当	健康こども課
事業概要	○子育ての悩みや不安など、同じ立場の親が集い、気兼ねなく、気軽な気分で語りあえる場を持ち、情報交換や仲間づくりを行う活動を支援します。
具体的取組	◇子育て支援センターで実施

④経済的な支援（施策 15）

事業No.51	乳幼児等の医療費の助成
担 当	健康こども課
事業概要	○子ども医療費助成事業。
具体的取組	◇0歳～中学校3年生までの保険診療分の医療費を助成

事業No.52	高校生等の医療費の助成
担 当	健康こども課
事業概要	○町内児童等医療費等助成事業
具体的取組	◇高校生等の保険診療分の医療費を助成



3 地域～子どもや保護者の笑顔あふれるまちづくり～【基本目標3】

(1) 地域全体での子育て支援〔目標8〕

少子化の進展や地域社会における人と人とのつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立し、育児不安を抱える保護者が増えていることが問題となっています。

本町は、都市部に比べて、核家族の割合が少なく、祖父母や親せきに子どもを預けやすい家庭が多く、家族や親せき同士による助けあいが多くみられますが、社会の流動化が高まるとともに、そのような相互扶助のつながりや、子どもたちの規範意識が薄れつつあることを否めません。

子どもや子育て家庭と地域のつながりを深めるために、地域行事などを活用し、世代間交流や地域活動への参加機会を提供し、子育て支援に限らず、地域のボランティア活動を推進することが必要です。

また、近年では、子どもの登下校時の事故や、高齢運転者により子どもが犠牲となる交通事故等が相次いで発生していることから、未就学児を中心に子どもが日常的に移動する経路等の安全確保を早急に進めるとともに、高齢運転者の安全運転を支えるための取組を促進することが重要です。

①新しい地域社会づくり（施策16）

事業No.53	ボランティア活動の推進
担 当	健康こども課
事業概要	○住民のボランティア活動を推進するため、子育て支援センターを中心として、ボランティア活動に対する支援をします。 ○子育てにおけるボランティア活動を推進するため、母子保健事業での子育てボランティアの活用を推進します。
具体的取組	◇子育てボランティアの母子保健事業への協力

事業No.54	世代間交流、地域の人との活動機会の拡充
担 当	社会文化課
事業概要	○子ども同士の異年齢交流、世代間交流を推進するため、地域の行事や生涯学習講座などを活用し、身近な場所でともに活動できる機会を提供します。
具体的取組	◇家庭での教育力の向上

事業No.55	男女共同参画社会※29づくりの推進
担 当	企画空港課、健康こども課
事業概要	○「横芝光町男女共同参画計画」に基づき、誰もが自らの希望に応じた働き方を選択し、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、子育て家庭を地域で支えあうための意識啓発や取組の推進を図ります。
具体的取組	◇産前産後サポート事業等での啓発活動 ◇地域コミュニティ活動団体への支援

②安全に安心して子育てできる環境づくり（施策17）

事業No.56	良質な住宅の確保に関する取組の推進
担 当	都市建設課、健康こども課
事業概要	○千葉県住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住まいの近くへの子育て支援施設の立地誘導等により、地域ぐるみで子どもを育む環境の整備に取り組むこと、公的賃貸住宅団地の建て替え等の適切な実施と、その機会を捉えた子育て世帯の支援に資する施設等の地域の拠点の形成による居住環境の再生の推進を図ります。 ○世代間で助け合いながら子どもを育てることができる三世帯同居・近居の促進を図ります。
具体的取組	◇安全・安心で快適な住環境の整備 ◇三世帯同居・近居の促進

事業No.57	地域における防犯対策
担 当	教育課、環境防災課、健康こども課
事業概要	○子どもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報提供、関係機関・団体との情報共有、多様な担い手と連携した登下校時等の安全対策を推進します。
具体的取組	◇子どもの防犯対策の推進

※29 男女共同参画社会：男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

事業No.58	地域における交通安全対策
担 当	都市建設課、環境防災課、健康こども課
事業概要	○子どもを交通事故から守るため、警察、道路管理者、保育所（園）、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。
具体的取組	◇子どもの交通事故防止対策の推進



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進は、行政のみで完結するものではなく、さまざまな関係者との連携が必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、保育所、学校、地域、その他の関係機関・団体等と協力してここに示した各事業に取り組んでいきます。

2 情報提供・周知の方法

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど町民に対する広報・周知の充実に努めています。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民の皆様への周知・啓発に努めます。

3 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を目的として子ども・子育て会議を招集して検討を行い、その結果については、広報等を通じて公表していくよう努めます。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年	
8月9日～	子育て支援に関するニーズ調査
8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 配布数 654 件、有効回収数 245 件、有効回収率 37.5% ・小学生の保護者 配布数 544 件、有効回収数 198 件、有効回収率 36.4%
11月12日	第1回横芝光町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期 横芝光町子ども・子育て支援事業計画の骨子案について
12月17日	第2回横芝光町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> ・第2期 横芝光町子ども・子育て支援事業計画の素案について ・パブリックコメントの実施について
令和2年	
1月10日～	パブリックコメント実施
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・横芝光町窓口及びホームページ等において意見募集

2 横芝光町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日

条例第 17 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定により、同項の合議制の機関として、横芝光町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 横芝光町子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 横芝光町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者（法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者（同条第 2 項に規定する保護者をいう。）をいう。）をいう。）

(委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(運営)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 横芝光町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年横芝光町条例第37号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

3 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職・所属団体等	備考
学識経験者	花澤 昌利	学識経験者	
関係団体に属する者	椎名 義明	教育委員	
	加瀬 福江	主任児童委員	
	川野 尚之	横芝光町 PTA 連絡協議会 会長	
教育関係者	市原 喜郎	町校長会 代表	
保育関係者	椎名 英夫	光町保育園 園長	委員長
	秋山 章子	横芝保育所 所長	副委員長
	行木 奈都	フタバ保育園 園長	
	中貫 薫	日吉保育園 園長	
	大橋 富恵	白浜保育園 園長	
	吉田 紀子	保育関係者	
子どもの保護者	大木 瑛理香	保護者代表	
	小浅 理恵	保護者代表	

第2期横芝光町子ども・子育て支援事業計画

発 行：横芝光町
編 集：横芝光町 健康こども課
発行年月日：令和2年3月

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町栗山 1076

TEL：0479-82-3400（直通）

ホームページ：<http://www.town.yokoshibahikari.chiba.jp/>

